

奈良市公報

第42号

令和3年1月18日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
12 16	610	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
12 16	611	奈良市公報号外第10号に掲載	地域教育課
12 16	612	令和2年度奈良市一般会計補正予算等の要領	財政課
12 18	613	放置自転車等の保管	環境政策課
12 18	614	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
12 18	615	奈良市公報号外第10号に掲載	長寿福祉課
12 21	616	道路の位置指定	建築指導課
12 21	617	事業計画のある道路の指定	建築指導課
12 22	618	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
12 22	619	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃止	介護福祉課
12 22	620	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
12 23	621	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
12 24	622	督促状の公示送達	納税課
12 25	623	都市計画生産緑地地区の変更	開発指導課
12 28	624	事業計画のある道路の指定	建築指導課

監 査 委 員

月 日	番号	件 名
12 24	15	包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知
12 28	16	定期監査の実施

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
12 28	70	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
12 28	71	奈良市公報号外第10号に掲載	経営企画課
12 28	72	奈良市公報号外第10号に掲載	経営企画課
12 28	73	奈良市公報号外第10号に掲載	経営企画課

令和3年1月18日
(月曜日)

奈良市公報

第42号

教育委員会

月 日	番号	件 名	主 管
12 23	20	奈良市公報号外第10号に掲載	教育総務課

告 示

奈良市告示第 610 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和2年12月16日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
合同会社かえで 居宅介護支援事業所	奈良県奈良市あやめ池南六丁目 3番64号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和2年 12月1日
合同会社かえで 居宅介護支援事業所	奈良県奈良市あやめ池南六丁目 3番64号		

奈良市告示第612号

令和2年奈良市議会12月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年12月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 令和2年度奈良市一般会計補正予算（第7号）
- 2 令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 3 令和2年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 4 令和2年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 5 令和2年度奈良市病院事業会計補正予算（第2号）
- 6 令和2年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）

令和2年度奈良市一般会計 補正予算（第7号）

令和2年度奈良市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ468,889千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189,329,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		千円 14,774,092	千円 155,138	千円 14,929,230
	1. 地方交付税	14,774,092	155,138	14,929,230
16. 国庫支出金		67,569,405	81,251	67,650,656
	1. 国庫負担金	19,407,969	100,954	19,508,923
	2. 国庫補助金	38,597,969	95,500	38,693,469
	4. 国庫交付金	9,439,920	△ 115,203	9,324,717
17. 県支出金		9,745,940	3,500	9,749,440
	2. 県補助金	2,176,171	3,500	2,179,671
23. 市債		22,291,500	229,000	22,520,500
	1. 市債	22,291,500	229,000	22,520,500
歳入合計		188,860,411	468,889	189,329,300

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		千円 674,141	千円 △ 7,417	千円 666,724
	1. 議会費	674,141	△ 7,417	666,724
2. 総務費		17,740,607	547,393	18,288,000
	1. 総務管理費	13,472,650	488,350	13,961,000
	2. 企画費	1,879,629	819	1,880,448
	3. 徴税費	1,238,927	△ 27,358	1,211,569
	4. 戸籍住民基本台帳費	761,723	83,379	845,102
	5. 選挙費	113,422	△ 1,012	112,410
	6. 統計調査費	197,951	3,580	201,531
	7. 監査委員費	76,305	△ 365	75,940
3. 民生費		100,878,886	△ 289,094	100,589,792
	1. 社会福祉費	64,218,644	18,871	64,237,515
	2. 児童福祉費	23,349,787	△ 258,581	23,091,206
	3. 生活保護費	13,111,977	△ 49,384	13,062,593

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		15,729,564	36,258	15,765,822
	1. 保健衛生費	7,868,709	△ 115,399	7,753,310
	2. 保健所費	1,424,152	197,092	1,621,244
	3. 清掃費	5,897,528	△ 45,435	5,852,093
5. 労働費		189,126	1,175	190,301
	1. 労働諸費	189,126	1,175	190,301
6. 農林水産業費		677,633	△ 2,511	675,122
	1. 農林費	677,633	△ 2,511	675,122
7. 商工費		2,747,510	9,975	2,757,485
	1. 商工費	2,747,510	9,975	2,757,485
8. 観光費		1,399,050	△ 19,283	1,379,767
	1. 観光費	1,399,050	△ 19,283	1,379,767
9. 土木費		11,872,283	60,443	11,932,726
	1. 土木管理費	105,564	7,555	113,119
	2. 道路橋梁費	3,393,598	63,006	3,456,604
	3. 河川費	476,124	△ 15,263	460,861
	4. 都市計画費	5,885,694	16,362	5,902,056
	6. 住宅費	514,693	△ 11,217	503,476
10. 消防費		4,341,180	△ 7,740	4,333,440
	1. 消防費	4,341,180	△ 7,740	4,333,440
11. 教育費		14,193,225	139,690	14,332,915
	1. 教育総務費	5,436,679	△ 20,000	5,416,679
	2. 小学校費	1,415,849	123,081	1,538,930
	3. 中学校費	822,582	74,029	896,611
	4. 高等学校費	1,255,419	△ 23,000	1,232,419
	5. 幼稚園費	985,466	△ 2,420	983,046
	7. 保健体育費	2,840,837	△ 12,000	2,828,837
歳出合計		188,860,411	468,889	189,329,300

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
オリンピック聖火リレー 奈良県実行委員会負担金	令和2年度から 令和3年度まで	千円 4,529
学校給食調理業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	36,000

第3表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
庁舎等施設整備事業	千円 3,237,200	千円 3,382,200
清掃施設整備事業	258,600	342,600
計	22,291,500	22,520,500

令和2年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第3号）

令和2年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,955千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,623,563千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金		千円 26,053,739	千円 5,758	千円 26,059,497
	1. 県補助金	26,053,739	5,758	26,059,497
7. 繰越金		11,177	3,197	14,374
	1. 繰越金	11,177	3,197	14,374
歳入合計		35,614,608	8,955	35,623,563

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		千円 431,409	千円 8,955	千円 440,364
	1. 総務管理費	326,532	8,955	335,487
歳出合計		35,614,608	8,955	35,623,563

令和2年度奈良市土地区画整理事業 特別会計補正予算（第2号）

令和2年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ63,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,762,955千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 市債		千円 1,300,200	千円 63,300	千円 1,363,500
	1. 市債	1,300,200	63,300	1,363,500
歳入合計		2,699,655	63,300	2,762,955

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 西大寺駅南地区土地画整理事業費		千円 1,113,600	千円 63,550	千円 1,177,150
	西大寺駅南地区土地画整理事業費	1,113,600	63,550	1,177,150
2. JR奈良駅南地区土地画整理事業費		1,115,455	△250	1,115,205
	JR奈良駅南地区土地画整理事業費	1,115,455	△250	1,115,205
歳出合計		2,699,655	63,300	2,762,955

第2表 地方債補正

1. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
西大寺駅南地区土地画整理事業	千円 681,100	千円 744,400
計	1,300,200	1,363,500

令和2年度奈良市後期高齢者医療 特別会計補正予算（第1号）

令和2年度奈良市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,837,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 国庫支出金		千円 —	千円 2,352	千円 2,352
	1. 国庫補助金	—	2,352	2,352
3. 繰入金		1,077,367	4,848	1,082,215
	1. 一般会計繰入金	1,077,367	4,848	1,082,215
歳 入 合 計		6,830,000	7,200	6,837,200

(註) 「第2款 繰入金」、「第3款 繰越金」、「第4款 諸収入」を「第3款 繰入金」、「第4款 繰越金」、「第5款 諸収入」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		千円 62,640	千円 7,200	千円 69,840
	1. 総務管理費	45,224	7,200	52,424
歳 出 合 計		6,830,000	7,200	6,837,200

令和2年度奈良市病院事業会計
補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度奈良市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度奈良市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	病院事業収益	1,834,994千円	212,548千円	2,047,542千円
第2項	医業外収益	1,621,677千円	212,150千円	1,833,827千円
第3項	看護師養成事業収益	150,907千円	398千円	151,305千円
		支	出	
第1款	病院事業費用	1,880,275千円	212,548千円	2,092,823千円
第1項	医業費用	1,725,067千円	212,150千円	1,937,217千円
第3項	看護師養成事業費用	151,505千円	398千円	151,903千円

（他会計からの補助金）

第3条 予算第9条中「195,938千円」を「80,735千円」に改める。

令和2年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（継続費）

第2条 令和2年度奈良市水道事業会計予算第5条に定めた継続費を次のとおり改める。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
資本的 支 出	建 設 改良費	緑ヶ丘浄 水場中央 監視制御 システム 更新工事	千円	2	千円 220,000	千円	2	千円 220,000
			1,210,000	3	495,000	1,210,000	3	495,000
				4	495,000		4	495,000
		緑ヶ丘 浄水場 高架水槽 更新工事	元	85,800		元	85,800	
			652,300	2	480,700	685,300	2	480,700
				3	85,800		3	118,800

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年12月18日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年 7月13日 奈良市指令整開 第20A-10号

令和2年12月 1日 奈良市指令整開 第20A-10-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年12月18日 第1751号

公共施設 令和2年12月18日 第 86.4号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市八条町848番1の一部、856番の一部及び857番の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市柏木町519番地の21

有限会社若狭住宅 代表取締役 濱岸 邦雄

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路 : 奈良市八条町848番1の一部、856番の一部及び857番の一部

下水道 : 奈良市八条町856番の一部及び848番1の一部

水路 : 奈良市八条町856番の一部

奈良市告示第 616 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和2年12月21日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市北之庄町41-2
申請者氏名	株式会社 キノシタ 代表取締役 木下 智喜
道路の位置	奈良市東九条町477番1及び478番1の各一部
道路の幅員	最大4.10m 最小4.00m
道路の延長	34.88m
指定年月日	令和2年12月21日
指定番号	第R0202号

奈良市告示第617号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告します。

令和 2 年 12 月 21 日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日

令和 2 年 12 月 21 日

2 指定した道路の名称

西九条佐保線

3 指定した道路の幅員

23.0m

4 指定した道路の延長

94.2m

5 指定した道路の区域

奈良市大森西町 194 番 4 地先から奈良市大森西町 193 番 1 地先まで

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和2年12月22日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止年月日 令和2年12月20日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970100299	居宅介護支援	株式会社まほろば ケアセンター	奈良市大宮町 6-1-11 新大宮第2 ビル3階	株式会社まほろば ケアセンター	奈良市大宮町 6-1-11 新大宮第2 ビル3階

奈良市告示第 619 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を廃止したので、同法第78条の11第2号の規定により公示する。

令和2年12月22日

奈良市長 仲川 元庸

1 廃止年月日 令和2年12月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970105009	地域密着型 通所介護	有限会社 在宅介護サービス ラブ	奈良市西大寺 本町7番2号	デイサービス センターラブ	奈良市法華寺町 1376

2 廃止年月日 令和3年 3月 1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970101586	地域密着型 通所介護	社会福祉法人 奈良市和楽園	奈良市古市町 1886番地1	老人デイサービス センター和楽園	奈良市古市町 1886番地1

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和2年12月22日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和3年 1月 9日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970107781	訪問介護	合同会社 しあわせ工房	奈良市杉ヶ町 35-2 中田ビル 101 号	かなで	奈良市杉ヶ町 35-2 中田ビル 101 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和2年12月23日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和2年7月22日 奈良市指令整開 第20A-11号

令和2年12月11日 奈良市指令整開 第20A-11-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和2年12月23日 第1752号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市神殿町532番1、532番3、532番4、532番5、533番、536番1及び536番3

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区東心斎橋一丁目6番30号

株式会社 リアルエステーツ

代表取締役 平川 善基

奈良市告示第622号

令和2年度軽自動車税全期分の督促状の送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年12月24日

奈良市長 仲川元庸

1 この督促状の対象期別納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
令和2年度軽自動車税	全期分	令和2年11月20日	令和2年10月5日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和3年1月4日

3 送達を受けるべき者

別紙省略

奈良市告示第 623号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年12月25日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市四条大路三丁目、四条大路四丁目、帝塚山六丁目、疋田町三丁目、疋田町五丁目、法蓮町及び六条一丁目の各一部

3 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

奈良市告示第624号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

令和2年12月28日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日

令和2年12月28日

2 指定した道路の名称

区画道路18号線

3 指定した道路の幅員

6.0m

4 指定した道路の延長

86.0m

5 指定した道路の区域

奈良市大安寺七丁目673番1地先から奈良市大安寺七丁目669番2地先まで

監

查

奈良市監査委員告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

令和 2 年 12 月 24 日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	山	本	憲 宥
同	伊	藤	剛

奈 総 法 第 2 1 3 号

令 和 2 年 1 2 月 2 1 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 山 本 憲 宥 様
同 伊 藤 剛 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成14年度包括外部監査「ごみ処理事業について」の結果に対する措置状況について

第3. 監査の結果

5. 排出者負担の原則によるごみ搬入手数料の見直し

(環境政策課)

【監査結果】

廃棄物処理に伴う環境への負荷の原因者は排出者であり、排出者が廃棄物処理に伴う環境への負荷低減の責任を負うという、いわゆる「排出者負担の原則」が廃棄物対策の基本的な考え方として定着している。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃掃法」という。)においても国民の責務として廃棄物排出の抑制や国及び地方公共団体の施策への協力が規定されており(廃掃法第2条の3)、さらに事業者については、事業活動に伴って生じた廃棄物を排出事業者が自らの責任において処理することが明確に規定されている(廃掃法第3条第1項)。また、「奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第4条第1項においても「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されている。

奈良市では家庭系ごみについては原則として市が直接収集し、事業系ごみの大半の収集運搬業務を許可業者に委ねている。家庭系ごみ、事業系ごみともにそれらに係る収集・処分費用の低減は常に念頭におくべきものであり、収集・処分原価は徴収する処理手数料算定の基礎とすべきものであることから、ごみ収集・処分に係る適切な原価の把握が必要である。

「第2. 奈良市ごみ処理事業の概要 6. ごみ処理原価の比較」で監査人が試算したごみ処理原価(12頁)によると、事業系ごみとして持ち込まれたごみを処理するためには、可燃ごみが194円/10kg、不燃ごみが643円/10kgの処理原価がかかっている。しかし、一般廃棄物処理手数料として市が受け入れている金額は100円/10kgであり、それぞれの差額、可燃ごみ94円/10kg、不燃ごみ543円/10kgは市民の税金により負担していることとなっている。ごみ処理手数料単価は、平成9年度の破碎・焼却経費及び埋立処分経費をごみ搬入量で除した201円/10kgの5割を設定根拠としているが、5割とした根拠が不明であり、また、排出者に

対して全額負担させるかは検討の余地があるが、現在のごみ搬入手数料は可燃ごみと不燃ごみの区別なく、一律100円/10kgとなっていることは明らかに不合理である。特に事業系ごみについては排出事業者処理責任があり、また、奈良市では事業系ごみが全体の約40%以上を占めていることから、ごみ処理原価を基礎として適切に反映したごみ処理手数料の設定が検討されなければならないと考える。ごみ処理手数料は実際のごみ処理原価を大幅に下回っているが、結果的に差額相当額は税金により補填されていることになり、排出者負担の原則が貫かれているとはいえない。

なお、平成13年度のごみ処理手数料は570,857千円となっているが、持込ごみの処理単価を満額徴収していれば、1,524,905千円となり、954,048千円の徴収が出来ていないことになる。

【措置の内容】

令和元年10月1日から持込ごみ処理手数料については、ごみ処理原価及び近隣自治体の手数料水準を考慮し、「奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部を改正し手数料を改定しました。家庭系一般廃棄物については100kgを超える10kgにつき60円から100円に、事業系一般廃棄物については10kgにつき100円から160円にしました。

平成15年度包括外部監査「土地の取得および売却の処理手続ならびに保有土地の管理状況について」の結果に対する措置状況について

第4. 奈良市土地開発公社について

3. 監査の結果および意見

(10) 長期保有土地について

⑨ならまち駐車場建設事業

(イ) 事業計画の見直し

(文化振興課、資産経営課)

【監査結果】

事業計画策定から8年以上が経過しているが、ならまち駐車場としてどの程度のニーズがあるのか疑問である。ならまち駐車場としての利便性についての市場

調査なども実施したうえで事業を進めるべきである。

【措置の内容】

当該地については奈良市資産経営推進会議で、市の方針として売却及び貸付検討財産としました。そのため民間活力導入の市場調査を進めています。

平成18年度包括外部監査「国民健康保険事業、老人保健事業および介護保険事業の経営管理について」の結果に対する措置状況について

第二 監査の実施及び結果

III. 監査の結果

1. 滞納保険料の徴収を徹底すべきだ

(国保年金課)

【監査結果】

奈良市の国民健康保険事業は、滞納管理を徹底すべきである。たとえば滞納保険料の徴収に当たっては、負担能力があると認められる者に対して、財産の差し押さえ、延滞金の徴収を併せて行うべきである。

現状では、滞納者が法令等に基づいた不利益を受けることを理由に、積極的に徴収を行っているとはいえない。しかし、保険料を納付することは、法律に定められた義務であり、滞納すれば不利益を受けるのが当然である。

また、滞納者に法的な措置があるからといって滞納管理をおろそかにすべきではない。なぜならば、健康な者も保険料を負担することが、すべての国民がいつでも安心して適切な医療を受けることができるという国民皆保険の精神を実現する前提だからである。

さらに、徴収事務効率化の観点からは、保険料と税金、各種料金や使用料等の徴収部門を統合することも検討すべきである。

【措置の内容】

滞納に対応するため、滞納整理に関する奈良県主催の研修に積極的に参加し滞納収納に必要なスキルアップに努めました。

平成30年度から延滞金徴収の収納管理のためのコンピューターシステムの改修により、延滞金を徴収しており、令和元年度からは滞納整理課とも協力して滞

納整理を実施できる体制になりました。

また、滞納者に対し複数回催告書送付を実施しました。

分納希望者から収入状況を聴取し、また債務承認及び分納誓約書を徴取し、納付計画と滞納保険料の納付指導に努めています。

さらに、平成28年度から分納不履行者に対し分納の解除警告と納付勧奨通知を送付しています。

他にも、滞納世帯に対し、収納嘱託員による生活実態調査や納付指導・資格適正化調査を行い、収納嘱託員の有効活用により徴収強化を図りました。

平成20年度包括外部監査「公営住宅の財務事務について」の結果に対する措置状況について

第3 監査の結果及び意見

III. 公営住宅の建設に関する事務について

3. 監査の結果

(1) 公有財産台帳について

①土地について取得価額を適切に記載すべきである

(資産経営課)

【監査結果】

公有財産規則第46条によると、公有財産台帳には金額を記録しなければならないが、土地につき価格欄がゼロであるものが散見された。主な原因は、複数の地番の土地をまとめて購入した場合、代表的な地番に合計金額を入力しているためである。また、合筆、分筆及び所管換えを行ったタイミングで、当初入力していた金額が改めてゼロとして再登録されてしまうこともある。さらに、寄付されたものは当初から金額はゼロとして登録されている。

現在、金額がゼロになっているものについては過去に遡って支出額が判明するのであれば当該支出額を改めて登録し、それ以外は基準日を決め路線価により評価する等の代替手続を行う必要がある。

なお、最近取得した事例を見ると、地番別に金額が登録されており、今後も引き続き、複数の地番の土地をまとめて取得した際は、面積により金額を按分する

ことにより、地番別に金額を記録すべきである。また、その後異動があった場合でも、金額は適切に引き継がなければならない。

【措置の内容】

平成25年度に公有財産データの精緻化事業を行い、平成27年度の新公有財産システム導入時においてもデータの精緻化を図りました。平成29年12月に金額がゼロになっているものについて、過去に遡って金額が判明したものについては修正登録しました。また、複数の地番の土地をまとめて取得したものについては、面積により金額を按分することにより金額を修正入力しました。それ以外の金額が判明しないものについては、件数が多く、金額の訂正には多大な労力と時間がかかるため、公有財産台帳への金額の入力は行いませんが、固定資産台帳の土地取得価格の記載により、補完されています。

平成21年度包括外部監査「少子高齢化に関する財務事務について」の結果に対する措置状況について

II. 高齢化対応事業について

6. 万年青年クラブ等活動補助事業について

(2) 結果

①補助金実績報告書の精査項目が不十分である

(長寿福祉課)

【監査結果】

平成20年度の各クラブの補助金実績報告書を査閲した結果、下記のケース(AからD)が見受けられ、正確な内容と金額の記載を裏付ける帳簿や領収書等について検査は行なわれていない。単位クラブが371あることから、全クラブについて詳細な検査を実施することは実務上困難であると思われるが、奈良市補助金等交付規則第15条「当該報告に係る書類等を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、」の定めに従い、必要に応じて実地調査を行い、帳簿や領収書等と照合する等の方策は必要と考える。

また、下記のケースが見受けられる背景として、補助金交付が毎年前例踏襲型

で実施されており、本来補助の効果を検証したうえで、次年度の補助を行うというPlan-Do-Check-Actionのマネジメント機能が働いていないことによると考えられる。さらに、補助を受けるクラブ側にも、補助金が数万円と少額であることから補助金の効果測定も難しく、またメンバーの高齢化による事務処理の負担も少なからずあることから、少額補助金のありかたを見直す必要があると考える。

A. 活動報告書の内容（事業ごとの参加者人数等）が前年度と全く同じ内容

B. 収支報告書の支出金額の内訳金額が千円以下の金額が一部のクラブではラウンドになっているケースや内訳金額が前年度と同じ金額になっているケースがある。

これは、例えばある地区連合会では、単位クラブのメンバーが高齢化しているため、事業実施や会計も地区連合会が実施しており、補助金も各単位クラブ分をまとめて地区連合会の会計のなかで経理され、各単位クラブには割り振った金額を計上しているためであるとの説明を受けている。

C. 市連合会の収支決算書における友愛活動費1,625千円は、各地区連合会に1万円＋対象者一人当たり500円の交付額となり内訳として、訪問打合せ会等の会議費用1万円、寝たきり、一人暮らしの老人に会いに行く（安否確認）際の粗品代500円を連合会会長に渡しているものであるが、その後の具体的な支出内容は記載されていない。

D. 市連合会の収支決算書の次年度繰越金704,699円と、現金出納帳109,958円を照合した結果、差額の594,741円は預金残として確認できたが、収支決算書の様式に繰越金の内訳欄（現金と預金）を設ける等して第三者が照合可能な様式にする必要がある。

【措置の内容】

A. Bについては各万年青年クラブに対し、適正な会計管理と、正確な報告書の作成の指導と万年青年クラブ連合会事務局と連携を図り、単位クラブ・地区連合会員が書類の作成の不明点を解消しやすい体制作りをしています。

C. Dについては、市連合会に対し適切な書類作成を指示しました。

あわせて平成27年3月には、収支予算書、決算書の様式を改定し、補助金の申請の手順や基準等について高齢者にも分かりやすいマニュアルを作成し、全クラ

ブに配布しました。

なお、当該補助金については、たとえ少額であっても補助金があることで万年青年クラブの活動を活発化させ、高齢者の健康増進や地域福祉の向上に効果があると考えていますので継続して実施する方針です。

平成23年度包括外部監査「公有財産（不動産）に係る事務執行について」の結果に対する措置状況について

V 公有財産の管理に関する監査結果

2. 公有財産の管理に関する全般的検討

(2) 公有財産台帳の管理手続

② 公有財産台帳の時価

(資産経営課)

【監査結果】

公有財産規則は、公有財産台帳に記載した財産について、時価を考慮して価格を改定することを求めている（公有財産規則第46条第2項）。時価を考慮して価格を改定する趣旨は、取得後の時の経過による時価の変動を台帳に反映させるためである。しかし、市では現在時価の改定は行われていないため、改められたい。

ただし、公有財産台帳に記載した財産の価格を改定するためだけに、多大な費用がかかることは避けるべきである。よって、改定率等の簡便法を使用し、改定期間も比較的長めにする等の対応により、時価を考慮して価格を改定されたい。

なお、そもそも時価情報が入力されていない公有財産も存在するので、これらの公有財産については、時価情報を入力するよう努められたい。

【措置の内容】

公有財産台帳への時価の反映は多大な費用と労力がかかるため行いませんが、平成30年度から毎年公表している固定資産台帳にて財産の時価の登録、改定を行っているため、財産取得後の時価変動の把握が可能となりました。

時価情報が入力されていない公有財産については、平成25年度に公有財産データの精緻化事業を行い、また、平成27年度の新公有財産システム導入時においてもデータの精緻化を図りました。平成29年12月に金額がゼロになっているものに

ついて、過去に遡って金額が判明したものについては、修正登録しました。また、複数の地番の土地をまとめて取得したものについては、面積により金額を按分することにより金額を修正入力しました。

(3) 貸付手続

②減免

(ウ) 行政財産の使用許可

(資産経営課、福祉政策課、産業政策課、農政課、観光戦略課)

【監査結果】

現に公用または公共用に供していない公有財産については行政財産ではなく、普通財産である。そのため、行政財産の使用許可ではなく、普通財産の関係規則及び条例に基づき貸付事務を実施すべきである。

現在使用許可を与えている行政財産のうち以下のものについては、用途廃止して普通財産とした上で、普通財産の貸付事務手続にのっとり契約締結、減免の要否の検討等を実施する必要がある。

【措置の内容】

それぞれの施設所管課において用途廃止及び貸付、他の施設への移転等を図りました。

音楽療法推進室事務所については、現在公用に利用しており、また、福祉政策課分室については平成26年度に売却しました。

船橋通り商店街駐車場については、平成24年度中に用途廃止を行い、平成25年度以降、賃貸借契約を締結し、貸付を実施しています。

シルバーワークプラザについては、平成25年度中に用途廃止を行い、平成26年度に売却しました。

杏中町共同作業所用地については、平成28年度から奈良市の公共用倉庫（行政財産）として使用しています。

また、古市農機具保管庫用地については、高円こども園用地の一部であり、行政財産として使用の許可を出し、平成25年度から使用料を徴収してきました。平成30年4月1日からは地元自主防災倉庫として使用されており、使用料減免による使用許可を出しました。

(財) 奈良市学校給食会事務所等については、平成27年11月から市で倉庫として、公用に使用しているため、用途廃止をする必要はなくなりました。現在は、奈良市子ども会育成連絡協議会及びボーイスカウトわかくさ地区協議会に、行政財産使用料を徴収した上で一部を使用させています。

(5) 保全手続

(人権政策課、資産経営課)

【監査結果】

公有財産規則13条によると、部長は、所管する公有財産の維持、保存及び運用について、常にその状況を把握するとともに、公有財産の維持、保存について不完全な点がないか注意しなければならないとされている。しかし、今回現地調査を実施した範囲では、不法占拠は3件あった。

普通財産については、10年間または20年間の占有継続をもって民法第162条における取得時効が完成するリスクがある。また、行政財産についても、直接行政目的に供用する財産（地方自治法第238条第4項）であり、必要な限度で私権が否定され、または制限される（地方自治法第238条の4）ため、原則、時効取得の対象とはならないが、例外的に時効取得の対象となる場合もあり（最高裁判所（第二小法廷）昭和51年12月24日判決）、取得時効が完成するリスクがないとは言い切れない。

よって、今後は、未利用地についてはフェンスで囲う等の資産保全手続を通り、定期的な巡回を実施し、不法占拠がないように努められたい。

【措置の内容】

管理不行き届きになりがちな未利用地を中心に、定期的巡回の実施と、安全上の問題から未利用地を柵で囲む等、不法占拠の防止に努めています。毎年、草刈を実施することにより現地確認を行い、木杭とロープで敷地を囲む等しています。

3. 公有財産の管理に関する個別検討結果

②船橋通り商店街協同施設（商店街駐車場）

(産業政策課)

【監査結果】

現在の使用方法では「公用または公共用に供し」ているとは言えないため、行政財産の用途廃止手続を行った上で、貸付または商店街組合への売却を検討すべきである。

【措置の内容】

平成25年4月1日付で用途廃止により普通財産とした上で貸付しています。賃料については減額していましたが、平成30年度から全額徴収しています。

⑮ (財) 奈良市学校給食会事務所の敷地及び建物

(観光戦略課)

【監査結果】

現在の使用方法では「公用または公共用に供し」ているとは言えないため、行政財産の用途廃止の手続を行ったうえで、普通財産の貸付手続に則って契約事務を行うべきである。

【措置の内容】

(財) 奈良市学校給食会事務所等については、平成27年11月から市で倉庫として、公用に使用しているため、用途廃止をする必要はなくなりました。現在は、奈良市子ども会育成連絡協議会及びボーイスカウトわかくさ地区協議会に、行政財産使用料を徴収した上で一部を使用させています。

平成24年度包括外部監査「過去の包括外部監査の措置状況について」の結果に対する措置状況について

VII. 補助金等に関する事務執行状況について (平成16年度)

3. 個別監査結果及び意見

(3) 奈良市体育協会加盟団体等への運営補助金

(スポーツ振興課)

【監査結果】

当時の監査結果の趣旨は、補助金支給対象団体の補助対象経費の範囲を明確化し、補助額が適正かを事後的に妥当性を検証することができるように領収書の入手及び保管を求めたものである。当該趣旨からすると、単に領収書を入手及び保

管するだけでなく、その内容まで詳細に検証すべきところ、今回調査した限りでは当該領収書の金額と事業収支決算書との金額を照合するにとどまっていた。また、証憑として添付されている領収書を閲覧したところ、宛先が団体ではなく個人名である領収書、誰でも入手できる市販の用紙に酷似した筆跡で書かれている領収書、個人の立替分で用途及び計算金額が不明瞭な領収書、店舗名が記載されているが社印や係印がない領収書などの事例があり、領収書の内容まで踏み込んで調査されておらず、また補助金交付チェックシートも記載されていなかった。所管課の担当者に質問したところ、他の団体にも不明瞭な領収書の存在や領収書の添付漏れがあるとのことである。

市が実施すべき事業を一部実施しているため補助金を支給するという本来の趣旨に立ち返り、各団体の領収書の内容を詳細に検証するとともに、今後支出金額及び支出先が明確な領収書のみ補助対象経費に係る証憑として認める等の方針を策定、周知徹底し、各団体を指導監督されたい。

【措置の内容】

補助金交付団体に対し、補助額が適正かを確認するため補助金要望時に、事業内容、予算の執行状況、補助金の必要性等の聞き取りを引き続き実施しています。さらに、事業完了後に補助金に係る関係書類の提出を求め、その内容にまで踏み込んで補助金の支出が適正かどうかを検証しています。

また毎年度、領収書については、支出先及び支出金額が明確な領収書の提出の徹底を行い、平成30年度には全団体で実施できました。

今後も各団体の領収書の内容を詳細に検討するとともに、補助金の用途についても指導監督していきます。

X. 医療保険事業及び介護保険事業の経営管理について（平成18年度）

3. 個別監査結果及び意見

（1）滞納保険料

（国保年金課）

【監査結果】

保険料の滞納に延滞金を徴収しないということは、納付期限までに納付しない世帯主になんら不利益がないことになり、納期限までに納付した者と納付しない

者に対し同じ取扱をすることになり公平を欠くものである。このことは、納付期限までに保険料を納付しなければならないという意欲を低下させ、保険料の徴収事務にとってマイナスに作用すると考えられる。

今後は、奈良市国民健康保険条例第19条に基づき保険料に係る延滞金を徴収すべきであるし、やむを得ない事情がある場合には、市長による減免の手続を検討する必要がある。

【措置の内容】

延滞金計算について、コンピューター収納システムを整備し、平成30年度から延滞金の徴収を実施しています。

XIV. 市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について（平成22年度）

3. 個別監査結果及び意見

（1）固定資産税の減免

（資産税課）

【監査結果】

固定資産税の減免を受けるためには、減免を受けようとする者が減免の申請書を提出し市の承認を受けることが必要である（奈良市税条例第79条）。この規定により、減免は毎年申請を行わなければならないが、過去から減免を行っているもの、非課税から減免に変更したものなど、現年度許可を与えているものであっても、減免の申請書のない案件が散見された。

条例では、現時点で減免を許可している案件については、毎年全件申請書を提出させ、改めて決裁を行う必要がある。過去に減免を許可した時点から、状況変化があるかもしれないからである。現時点で減免を許可するためには、現地調査を行い、現在の状況を確認する必要がある。そのうえで、改めて許可・不許可の判断を行い、現地調査の確認結果も含めて、許可の判断過程を決裁書に残すべきである。速やかに改善されたい。

【措置の内容】

本市では定期的に市内全域の航空写真の撮影を行い、その写真を過去の撮影分と対比し、土地や家屋の状況に変化が見られない限り減免措置を継続しており、変化があった場合には現地確認を行う方法で対応しています。

(2) 固定資産税の非課税

(資産税課)

【監査結果】

奈良市税条例第61条から第64条の2では、非課税の適用を受けようとする者が申告書を市に提出することが必要であると規定している。当該申告書の提出を受けることなく、また市内部の決裁を受けることなく非課税を実施していることは条例にのっとりた処理であるとは認められない。

上記12件について固定資産税を非課税とするのであれば、非課税の申告書が未提出の案件については申告書を提出させるとともに、各案件について非課税とすることに問題がないかどうか、決裁を行うべきである。

【措置の内容】

固定資産税の非課税については、地方税法第348条にその範囲が定められており、それに基づき奈良市税条例第61条から第64条の2で、非課税適用を受けようとする者がすべき申告について規定されています。

現在、新規の非課税申出があったものについては、全て申請書の提出、確認作業、決裁を経て非課税措置の可否について処理を行っています。

また、3年に一度撮影を行う航空写真等により、土地の形状等の変化が確認され、新たに課税対象とすることが必要となった場合などは、適時その対応を行っています。

平成25年度包括外部監査「指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について」の結果に対する措置状況について

IV. 個別の指定管理者制度導入施設

14. 鴻ノ池球場等30施設

(6) 監査の結果及び意見

・使用料について

(スポーツ振興課)

【監査結果】

スポーツ振興課が所管する4つのプール（西部生涯スポーツセンター屋内温水プール、青山プール、ならやま屋内温水プール、石打コミュニティスポーツプール）は、65歳以上の市民は無料で使用しているが、条例には定められていない。使用料を徴収するか、条例を改正するか、いずれかの対応をされたい。

【措置の内容】

「奈良市体育施設条例」を改正し、受益者負担の適正化の観点から、青山プール、ならやま屋内温水プール及び西部生涯スポーツセンター屋内温水プールについては、65歳以上の利用者からも、令和2年4月より一部使用料を徴収することとしました。石打コミュニティスポーツプールについては、小学生などの子供を対象とした施設であり、大人料金の設定をしているものの、ほぼ小人の利用のみであるため、使用料の徴収又は条例の改正は行いません。

32. 老人憩の家

(6) 監査の結果及び意見

- ・収支決算書について

(長寿福祉課)

【監査結果】

現地視察を行った登美ヶ丘老人憩の家では、平成21年度から繰越金が発生しているにもかかわらず、収支決算書には繰越金の実態を報告せず、収支を0円で報告している。

繰越金が発生した理由は以下の2点である。

- ・指定管理料を下回る支出であったこと
- ・社協から老人憩の家に対して交付される協賛金を、指定管理料と合算して管理及び施設の運営に充当していたため、繰越金が発生した際に当該繰越金の発生源がどちらの収入であるかわからないこと

登美ヶ丘老人憩の家の運営にかかる繰越金、実際の支出額及び市への支出報告の推移は、以下のとおりである。

(表省略)

さらに、他の老人憩の家7施設について、追加で事業報告書及び指定管理者が保有している元帳や領収書等を確認したところ、5施設で以下のような事項が検

出された。

(表省略)

指定管理者の指定管理料の管理は、ずさんとしか言いようがない。現状、指定管理料は定額支給となっているが、協定書において、精算条項を追加するとともに、事業報告書等のチェックを行った際に、元帳及び領収書がないような支出に対しては、指定管理料の返還を求めるような仕組みを検討されたい。

【措置の内容】

老人憩の家の管理運営事業について、適正な執行がされているか年に一度は現地に赴き、通帳、出納簿及び領収書原本を照らし合わせ、適正に執行されていることを確認しました。繰越金の明記や出納簿についても混在することなく明記されていましたので、今後も収支決算書及び出納簿の管理を継続することを指導しました。

平成26年度包括外部監査「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」の結果に対する措置状況について

Ⅲ. 公共調達に関する全体的結果及び意見

8. 障害者の就労支援に資する調達の活用について

- ・ 障害者の就業や自立支援に関する統括的機能の発揮について

(契約課、障がい福祉課)

【監査結果】

上記のように、3号随意契約とすべきところを2号随意契約として執行していた事例が複数部局で見受けられたことを契機に、障害者の就業や自立支援に関して市が委託事業をどのように活用していくのかということをも市全体として統括する機能がないということが大きな課題として浮かび上がった。

そこで第3次奈良市障害者福祉基本計画をみたところ、障害者の雇用・就業への支援施策として以下のような記載(※)がある。

※記載内容抜粋・・・【事業】 就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)、【取組(施策)】: 福祉的就労の充実、【内容】: 事業所の経営力強化に向けた支援、共同受注化の推進等、福祉的就労における工賃の向上に向け、公民一体となった

取組を進めます。また、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入・調達を推進します。

障がい福祉課に照会したところ、これは国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（いわゆる障害者優先調達推進法）を念頭に置いたもので、3号随意契約を射程にしたものではなく、障害者の就業や自立支援に関する施策等に関して、市が実施する委託契約の活用については、検討に至っていないとの回答であった。

しかし、障害者優先調達推進法の対象とする障害者就労施設には、3号随意契約が対象とする障害者支援施設等が含まれているから、障害者優先調達推進法に沿って市が障害者就労施設等から物品調達や役務提供を受けるためには、3号随意契約によることになると考えられる。制度趣旨からしても、障害者優先調達推進法と3号随意契約は一体運用されるべきものであろう。

市が3号随意契約として公表している一覧でも、シルバー人材センターとの契約しか見受けられない。優先調達推進法により求められている障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要についての公表もない。公表すべき実績がないとする一方で、3号随意契約とすべき委託業務が2号随意契約として処理されていたことは、障害者就労支援等の施策が各課ごとの裁量に委ねられてきたという現実を示すものであり障害者優先調達推進法により課された責務を果たすためにも、障害者就労施設等からの調達に関して統括機能の具備も含めた組織的な対応を要するところである。

【措置の内容】

平成30年8月31日付けで「奈良市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、その中で、3号随意契約についても活用していくよう定めており、現在、障害者優先調達推進法による調達とともに、関連部局においては、3号随意契約を活用して契約を結び、事業を実施している事例もあり、全庁的な周知を進めてまいります。

IV. 公共調達に関する個別結果及び意見

5. 保健福祉部

(2) 障がい福祉課

・複数の委託料の用途混同について（相談支援事業委託）

（障がい福祉課）

【監査結果】

社会福祉法人奈良市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」）が運営を受託している総合福祉センター事業所は総合福祉センター内に設置された相談所であり、監査対象年度においては、専任相談専門員1名（以下、「A」）と、奈良市地域自立支援協議会（以下、「自立支援協議会」）の事務局職員との兼任相談員1名（以下、「B」）の計2名によって運営されていた（相談支援事業）。しかし、総合福祉センター事業所の収支決算書には専任職員A分の給料しか計上されていない。

また、障がい福祉課は自立支援協議会の運営についても社会福祉協議会に委託しており、当該運営委託に関しては、相談支援事業とは別に収支決算書が作成・報告されている。自立支援協議会運営委託の収支決算書の中にも職員手当の支出がみられたため、障がい福祉課の担当者にその内容を確認したところ、こちらも専任職員Aの職員諸手当であるとの回答があった。また、社会福祉協議会は総合福祉センターの指定管理者にも選定されているため、兼任職員B分の給料については、委託料からではなく総合福祉センターの指定管理料から支出されているとのことである。以上の内容をまとめると、下記（※）のようになる。（スキーム図省略）

※専任職員A分給料…総合福祉センター事業所委託料（給料）及び自立支援協議会運営委託料（職員諸手当）、兼任職員B分給料…総合福祉センター指定管理料

しかし、総合福祉センター指定管理の仕様書上で指定管理者が実施すべき業務として挙げられているのは、以下の5つ（※◆ 障害者福祉センターみどりの家の設備及び備品類の管理運営、同センターでの障害者に対するサービスの提供等、◆ 生活介護みどりの家の設備及び備品類等の管理運営、同施設での生活介護に係る事業（主として知的障害者に係るもの）の運営等、◆ 生活介護やすらぎ広場の設備及び備品類等の管理運営、同施設での生活介護に係る事業（主として身体障害者に係るもの）の運営等、◆ 体育館の設備及び備品類等の管理運営、同施設でのスポーツ・レクリエーション事業等、◆ センター利用者送迎バス（みどり号）の管理及び運行事業）であり、総合福祉センター事業所や相談支援事業

に関することは指定管理の業務範囲に含まれていない。

そもそも、指定管理の業務内容に相談支援に関することは含まれていないのであるから、相談所職員Bの人件費を指定管理料から支出すべきではない。また、職員Aは相談支援事業所の専任職員のため、Aに係る給料を自立支援協議会運営委託料から支払っているという点も、委託料の用途を誤っていると言わざるをえない。総合福祉センター事業所の職員2名の人件費は、それぞれ下記（※）の事業費財源から支出すべきであり、修正報告とともに精算等の手続きが必要である。

※専任職員A分給料…総合福祉センター事業所委託料

兼任職員B分給料…総合福祉センター事業所委託料及び自立支援協議会運営委託料

また今後において、障がい福祉課は、市社会福祉協議会に対して、委託料及び指定管理料を適切な用途に使用し、収支決算書に正確に反映するよう監視し指導すべきである。特に市社会福祉協議会は市の外郭団体であるため、他の団体以上に取引の透明性が求められることに十分に留意されたい。

【措置の内容】

平成26年度から総合福祉センター事業所を休止したため、指摘にある総合福祉センターの指定管理料から相談支援事業に従事する職員への給与支給が起こることはなくなりました。しかし、市社会福祉協議会には他の事業所での相談支援事業や他に複数の業務委託をしているため、指摘を受けた後、契約に適さない形での人員配置にならないよう指導を続けていきましたが、平成29年度の実績において、人員配置の適正化が完了しました。今後は、適切な財源から給与支給が行われていることを確認していきます。

7. 保健所

(1) 生活衛生課

・随意契約理由の希薄さについて（犬・ねこ捕獲等及び抑留施設維持管理業務委託）

（保健衛生課）

【監査結果】

上記の委託契約は清美公社と2号随意契約により契約しており、その随意契約

理由は上記のとおりである。但し、これは契約者が業務の実施能力を有していることを示しているのみであり、他に委託しうる団体がないという点については言及がなく、随意契約を締結する事由としては不十分である。

本来的な競争に依らず随意契約とするのであるならば、どのような調査を行ない、どのような理由でその1者しかないと判断したのかという過程と理由について具体的に説明できることが必要であり、それを随意契約理由書として文書化しておくことにより行政の説明責任が果たしうるものと考えられる。契約者が当該業務の実施能力を有しているということのみならず、他者による当該業務の実施可能性を検討し、随意契約理由書において明確にしておく必要がある。

【措置の内容】

徘徊犬の捕獲や負傷動物の収容、動物の飼養管理について、必要な器具や業務経験を有しており、かつ、休日夜間等の緊急時にも対応を行うことが可能な者が業務を行うことが適切と考えます。

他の中核市を対象に同様の業務委託の有無、契約方法に関する調査を実施しました。

調査結果から、同様の業務委託を行っており、かつ、競争入札を実施している中核市で定めている競争入札への参加条件として①入札参加資格者名簿への登録がある、②動物に関わる業務又は施設管理に関する業務の実績がある、③市内に事業所がある、の3点が多く見られました。この3点を満たす事業者は、清美公社以外ありませんでした。

また、本市では委託の条件として、事業者には捕獲車及び運搬車2台その他捕獲・運搬・飼育等で必要な器具等を確保するよう求めていることから、実績のない事業者が、新たに受注するのは困難と考えます。

そういった事情を勘案し、随意契約の理由書をより明確なものに改めました。

8. 環境部

(2) リサイクル推進課

・随意契約方法の再検討について（資源回収選別作業及び再生作業委託、空き缶処理作業等委託、ペットボトル処理作業委託）

（リサイクル推進課）

【監査結果】

本委託事業は地方自治法施行令（以下、「自治令」）第167条の2第2号に該当する随意契約として手続きが行われている。「その性質又は目的が競争入札に適しない」契約との認識であり、その理由として「障害者の雇用確保と社会参加を促進し、障害者福祉の増進を図る」ことが挙げられ、親の会が契約相手先として特定されている。

しかし障害者の就業、自立を支援する政策目的に沿った調達に関しては、同条第3号が格別に規定されており、障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う施設等から物品を買い入れたり役務の提供を受けたりする契約について随意契約とするには、同号に該当する随意契約として「普通地方公共団体の規則で定める手続きにより」行わなければならない。

そして、奈良市契約規則第17条の3は、自治令第167条の2第3号に規定する契約に関し、その発注見通しの公表、締結しようとする契約の事前公表及び締結後の事後公表を定めている。これは、手続きの公正性と透明性を確保する趣旨と解される。本委託事業についてはこれら法令及び規則の手続きを経ることなく2号随意契約として契約相手先を特定することにより契約しており、法令及び規則に抵触しているおそれがある。

政策目的を理由とした契約は一般的には2号随意契約に該当するものではないと解されるところであり、本委託事業のように障害者の雇用確保や社会参加を目的として随意契約を行うには、自治令第167条の2第3号によるものとして、市規則に準拠した手続きを経ることにより公正性と透明性を確保することが必要である。

なおこれに関しては、障害者の就業や自立支援に関して市が委託事業をどのように活用していくのかということをも市全体として統括する機能の具備も含めた組織的な対応を要するところである。

【措置の内容】

平成31年1月から地方自治法施行令第167条の2第3号に規定する随意契約へと手続きを改めました。また、「奈良市契約規則」に基づき、契約の発注見通しの公表、事前公表及び事後公表を行いました。

(4) 環境政策課

- ・ 随意契約方法の再検討について（美化促進重点地域清掃業務委託）
（環境政策課）

【監査結果】

本委託事業は地方自治法施行令（以下、「自治令」）第167条の2第2号に該当する随意契約として手続きが行われている。「その性質又は目的が競争入札に適しない」契約との認識であり、その理由として「障害者の雇用促進と障害者福祉の増進に寄与する」ことが挙げられ、「年間約300日にもおよぶ清掃作業に従事可能な人員及び指導体制を有する団体である」として「奈良市手をつなぐ親の会」が契約相手先として特定されている。

しかし障害者の就業、自立を支援する政策目的に沿った調達に関しては、同条第3号が格別に規定されており、障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う施設等から物品を買い入れたり、役務の提供を受ける契約について随意契約とするには、同号に該当する随意契約として「普通地方公共団体の規則で定める手続きにより」行わなければならない。

そして、奈良市契約規則第17条の3は、自治令第167条の2第3号に規定する契約に関し、その発注見通しの公表、締結しようとする契約の事前公表及び締結後の事後公表を定めている。これは、手続きの公正性と透明性を確保する趣旨と解される。本委託事業についてはこれら法令及び規則の手続きを経ることなく2号随意契約として契約相手先を特定することにより契約しており、法令及び規則に抵触しているおそれがある。

政策目的を理由とした契約は一般的には2号随意契約に該当するものではないと解されるところであり、本委託事業のように障害者の雇用促進や福祉の増進を目的として随意契約を行うには、自治令第167条の2第3号によるものとして、市規則に準拠した手続きを経ることにより公正性と透明性を確保することが必要である。

なおこれに関しては、障害者の就業や自立支援に関して市が委託事業をどのように活用していくのかということをも市全体として統括する機能の具備も含めた組織的な対応を要するところである。

【措置の内容】

障害者の就業、自立を支援する政策目的に沿った調達に関しては、地方自治法施行令第167条の2第3号が格別に規定されており、障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う施設等から物品を買い入れたり、役務の提供を受ける契約について随意契約とするには、同号に該当する随意契約として「普通地方公共団体の規則で定める手続きにより」行わなければならないとの結果を受けて、「奈良市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、地方自治法施行令第167条の2第3号に基づく随意契約を締結しました。

10. 都市整備部

(1) 公園緑地課

- ・ 随意契約方法の再検討について（旭水公園他清掃業務委託）

（公園緑地課）

【監査結果】

本委託事業は地方自治法施行令（以下、「自治令」）第167条の2第2号に該当する随意契約として手続きが行われている。「その性質又は目的が競争入札に適しない」契約との認識であり、その理由として「障がい者の雇用促進と障がい者福祉の増進に寄与する」ことが挙げられ、「奈良市手をつなぐ親の会」が契約相手先として特定されている。

しかし障害者の就業、自立を支援する政策目的に沿った調達に関しては、同条第3号が格別に規定されており、障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う施設等から物品を買い入れたり、役務の提供を受ける契約について随意契約とするには、同号に該当する随意契約として「普通地方公共団体の規則で定める手続きにより」行わなければならない。

・そして、奈良市契約規則第17条の3は、自治令第167条の2第3号に規定する契約に関し、その発注見通しの公表、締結しようとする契約の事前公表及び締結後の事後公表を定めている。これは、手続きの公正性と透明性を確保する趣旨と解される。本委託事業についてはこれら法令及び規則の手続きを経ることなく2号随意契約として契約相手先を特定することにより契約しており、法令及び規則に抵触しているおそれがある。

政策目的を理由とした契約は一般的には2号随意契約に該当するものではない

と解されるところであり、本委託事業のように障害者の雇用確保や社会参加を目的として随意契約を行うには、自治令第167条の2第3号によるものとして、市規則に準拠した手続きを経ることにより公正性と透明性を確保することが必要である。特に本委託事業に関し契約の相手方とは別の法人が主体として業務を実施していることが判明したことは、3号随意契約による手続きの必要性を物語るものである。

なおこれに関しては、障害者の就業や自立支援に関して市が委託事業をどのように活用していくのかということをも市全体として統括する機能の具備も含めた組織的な対応を要するところである。

【措置の内容】

外部監査の指摘を受け、他の事業契約と調整を行い、法人格を有する事業所である「奈良県手をつなぐ育成会」と地方自治法施行令第167条の2第3号に基づく契約を締結しました。

平成27年度包括外部監査「人件費に関する事務の執行について」の結果に対する措置状況について

IV. 諸手当について

2. 時間外勤務手当の支給に関する事務手続き

- ・事務処理マニュアルについて

(人事課)

【監査結果】

自治体職員は定期的に異動があるため、諸手当の給付に関する事務手続き等をまとめたマニュアルを整備し、事務処理の標準化を図ることが効率的である。

しかしながら、奈良市の諸手当に関しては、条例や規則等で支給内容、支給条件及び金額が定められているが、個々の業務が支給対象となるかどうかの判断基準や、給付の申請から支給に至るまでの具体的な処理手続きを示した事務処理マニュアルが整備されておらず、国と同様の処理をするため、国制度の書類等を参考にしているか、各部局でまちまちな従来の処理が引き継がれているという状況である。

特に、奈良市においては時間外勤務手当を中心とした人件費のあり方が議会等でも議論されており、市民の関心事となっている。市民に対して税金の使途に関する十分な説明責任を果たすため、手当の支給対象を明確にし、不明瞭な手当支給を未然に排除する方策を講じることは奈良市における緊急の課題であると認識する必要がある。

以下、本報告書において諸手当に関する見直しの必要性等に関し提言することとなるが、諸手当のあり方の見直しにあわせ、支給対象となる業務の明確化及び事務処理手続きの標準化を図れるよう早急に事務処理マニュアルを整備されたい。

【措置の内容】

職員の諸手当の支給に関しては、条例や規則で対象となる職場や業務、支給条件、金額などが定められていることから、その支給については、各所属の管理職が適正に判断できる状態となっており、その執行については、人事課においても適宜確認を行っていることで標準化を図っています。また、これらの手続については、令和元年9月までは給与・福利厚生事務を民間事業者に委託をしていたことから、民間の力を借りながら具体的な事務処理マニュアルを整備し、市での事務執行となった10月からは市の事務処理マニュアルとして各部局と共有化し、活用を進めています。

4. 時間外勤務手当

(2) 収集課

② 動物死体処理業務について

- ・動物死体処理業務の再検討について

(収集課)

【監査結果】

上記の動物死体処理業務に対応するため、収集課では毎週土曜日に2名体制で出勤しており、それぞれ概ね11時から14時半までの3時間半ずつ時間外勤務が発生している。しかし、実際に処理された件数を見てみると、土曜日に処理される件数は決して多くない。平成26年度における、土曜日の動物死体処理件数は以下のとおりである。

(表省略)

上記のとおり、動物死体処理件数が全く発生しない日が半数以上(56.9%)であり、毎週2名体制で土曜日に出勤してまで維持する必要性がある業務であるのか疑問である。もちろん、土曜日の対応をやめれば住民へのサービス水準は低下するが、奈良市の現状の財政状態を考えれば、毎週土曜日の時間外勤務手当を負担してまで維持すべき業務ではないであろう。

また、そもそも、奈良市のホームページで受付時間は「月～金曜日の午前7時30分～午後4時00分(月～金曜日の祝日に当たる日も受付)」となっており、土曜日には受付自体を行っていない。にもかかわらず、受付がなかった土曜日にまで2名体制を維持して、時間外勤務手当を支給することが承認されていることは理解しがたい。

さらに、時間外勤務命令簿を見てみると、動物死体処理担当の職員については朝7時から毎日30分の時間外勤務手当が発生している。朝早く市民から電話が掛ってくるから、というのがその理由である。

このように収集課の職員は、公告されている受付時間外である土曜日や平日朝7時30分以前に市民から連絡がある場合に備える必要性を理由に、時間外勤務を恒常化させている。しかし受付時間外の市民からの要望にも対応する場合、奈良市財政の悪化を招くばかりか、職員に過重な労働を強いることになる。まず、処理件数から勘案して動物死体処理の土曜日対応は、即刻廃止に向けて検討すべきと考える。平日の早朝対応も恒常化すべきものではない。市民に対してどの程度の行政サービスを提供する必要があるのか検討するとともに、奈良市が提供できる行政サービスの水準についての理解を求める必要がある。

【措置の内容】

土曜日の動物死体処理業務は、関係者と協議し令和2年5月から廃止しました。朝7時からの勤務は、週休明け早朝からの電話があることから、対応が必要な場合はあるものの、状況を見極めつつ縮減しました。

③ 車両管理業務

- ・車両管理業務の再検討について

(収集課)

【監査結果】

車両係の職員は毎週土曜日8時から12時まで出勤しており、毎週4時間の時間外勤務が発生している。また、平日もほぼ毎日16時15分から18時15分までの約2時間、時間外勤務が発生しており、時間外勤務が常態化している。この原因について質問したところ、車両管理をするためには、応援収集に出た車両も含め全収集車が環境清美センターに帰って来るまで残っている必要がある、土曜日はごみ収集がないため作業がしやすい等の理由説明があった。

しかし、そのような理由で時間外勤務をそのまま放置するのではなく、解消に向けた工夫をするべきである。収集課では、予備の車両も保有しているから、当該予備の車両を使って平日の時間内に作業が終わるようやり方を工夫する余地があるのではないだろうか。また、土曜日に出勤する必要があるのであれば、毎週4時間ずつ時間外勤務で行うのではなく、別の日に代休を取得させるなど、職員の働き方についても工夫するべきである。常態化した時間外勤務を当然のものとするのではなく、まずはその原因を究明し、時間外勤務を減らすための取り組みを検討されたい。

【措置の内容】

土曜日については基本的に管理職が対応しており、管理職以外の職員は繁忙期を除いて、月に1～2回のみ出勤しています。

また、平日の応援収集等の際の事故や故障に迅速に対応できるよう、全ての収集車両が戻るまでの勤務は必要ですが、これも、毎日18時15分ではなく、車両の戻る時間に応じた時間外勤務を行っており、こちらも基本的に管理職が対応しています。

⑤ ごみ収集業務に対する考え方について

(収集課)

【監査結果】

今回、人件費をテーマに包括外部監査を実施し、収集課において時間外勤務手当が多く発生している事実について、その原因分析を試みた。関係資料を閲覧し、職員にヒアリングを重ねた結果、収集課では、ごみ収集業務に対してノルマ制の考え方が残っている、というよりもノルマ制が集団を律する掟として絶対視され

ているようにさえ感じられた。すなわち、1日に1名あたりが取るべきごみの量が決まっており、それを超えてごみの収集を行った場合には、ノルマを超える労働であるため、追加報酬が支給されるべきとする考え方である。この考え方からすると、通常はパッカー車1台3名一組（運転手1名＋回収員2名）でする生ごみの回収業務に関して、そのうちの1名がなんらかの理由で急遽休暇をとったために午前中に2名で回収する事となった場合に、その2名は既に午前中でノルマを達成していることになる。（運転手にとっては、回収に加わった分だけノルマを超過したことにもなる。）そのため、午後からはごみの回収に行く必要はなく、事務所で待機するか、もし、回収に行った場合には追加報酬が支払われて当然、ということの名目を問わずに時間外勤務手当が支給される運用が正当化されることになる。

しかし、職員はあくまで地方公務員であり、地方公務員法その他の条例や規則によって、勤務時間の拘束を受ける立場にあり、自分のノルマさえ達成すればよい、あるいはノルマを超える部分は追加的な対価で賄われて然るべき、ということにはならない。業務負担にアンバランスが生じるというのは収集業務に内在する一面でもある。ノルマ制の考え方への固執が、職員としての勤務時間やコンプライアンスに対する意識をないがしろにし、今回の報告書で触れている諸問題の一因であることは間違いない。ノルマ超過の発生が同僚職員の病休や前日までに申請のない当日休暇取得に多く起因するということも、ノルマ制の正当性をそのままでは肯定しがたい理由の一つでもある。

この点については、平成19年12月に環境清美部管理・業務体制再生検討委員会から提出されている、「環境清美部管理・業務体制再生検討委員会報告書」でも触れられているところであり、当該報告書においてもノルマ制の弊害が記載され、コンプライアンス意識を高めるとともにノルマ制の見直しが提言されている。報告書が提出されてから約8年が経過した現在においても、さしたる改善が見受けられない状況は看過しがたく、環境部のみならず、時間外勤務や法令遵守を所管する総務部においても、強い意志をもってこれまで以上に踏み込んだ対応による正常化に取り組まれない。

ただ、最も必要なのはノルマ制を処遇の根本規準としている現業職自らの意識改革である。これについてはⅡ 3において述べたところを参照されたい。

【措置の内容】

令和2年4月から計画的な民間委託の着実な進捗と会計年度任用職員の任用による適切配置により安定した収集体制を構築することで時間外勤務の削減を図りました。また、今後も継続して職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図る研修を実施します。

(4) まち美化推進課

④ 定時後の電話対応の廃止について

(まち美化推進課)

【監査結果】

IV 4 (4) ①に記載のとおり、まち美化推進課の定時は7時30分から16時までとなっているが、常時4名の職員が本庁の閉庁時刻の17時15分まで電話対応業務を実施しているため、時間外勤務が発生している。大型ごみの回収に関する電話受付については、午後3時で終了しているが、置き去りごみや取り残しごみに関する苦情等への対応という理由で、毎日17時15分まで4名の職員に時間外勤務が発生している。

当該対応は、まち美化推進課の定時である16時以降も市民からの問い合わせがあるため、サービス向上の観点より実施しているとのことであるが、奈良市の財政が厳しい状況にある中、課としての定時を超えて本庁の閉庁時刻に合わせる形で17時15分まで時間外勤務による4名体制を維持して行う必要があるのか。奈良市の行政サービスの水準とそれにかかるコストを勘案し、廃止の方向で検討されたい。

【措置の内容】

令和2年度は業務定時後の大型ごみの置き去りや取り残しの電話に対応する職員の人数をさらに1名減員し、当初の一日当たり4名から2名となったため時間外勤務手当は以前の半分まで削減しています。

即座に電話対応を廃止した場合、翌日まで大型ごみが放置された状態となり、地域の交通面及び環境面において支障が生じるおそれがあります。

そのため、業務定時後（16時以降）の電話対応の主な要因を解消するべく、大型ごみ回収時の取残しを無くす体制の強化や回収後に後出しで大型ごみが出な

いよう啓発等の施策を継続していきます。

(5) 環境清美工場

② 時間外勤務手当について

- ・D勤務に続く時間外勤務慣行の廃止について

(環境清美工場)

【監査結果】

環境清美工場は、24時間稼働しているため、1係8名で4つの係に分かれ、交代勤務を行っている。勤務時間は、時間帯によりA、B、C区分に分けられており、A勤務は午前8時30分から午後5時まで（45分間の休憩時間を含む）、B勤務は午後5時から午前0時まで（60分間の休憩時間を含む）、C勤務は午前0時から午前8時30分まで（30分間の休憩時間を含む）となっている。この交代勤務では、1週間に必要な勤務時間38時間45分に不足することになるため、4週に1回D勤務の午前8時30分から午前11時15分まで（休憩時間はなし）の時間を作り、不足する勤務時間数を補っている。

例えば、平成26年度8月度の施設第三係の勤務ローテーションを示せば以下のとおりであり、7日がD勤務となっている。

(表省略)

上記のとおり、B勤務の後にC勤務が続き、B勤務は午後5時から午前0時まで、C勤務は翌日午前0時から午前8時30分までであることから、午後5時から翌日の午前8時30分までは連続した勤務時間となる。

所定のD勤務は午前8時30分から午前11時15分までであるが、毎回必ず午後2時15分ないし午後5時まで勤務を続け、必ずD勤務者全員に3時間ないし5時間の時間外勤務が発生している。

D勤務の従事者や作業内容については「D勤日誌」に記録されている。作業内容として予め定型的内容が印字してあり、それに焼却炉番号を記入したり実施作業に○を付けるといった簡単なものである。定型的内容としては、炉AH清掃やシュート清掃、クレーン操作室前清掃やクレーン階床清掃、炉クレーンバケット清掃やホッパーゲート清掃などが列記されている。炉AH清掃やシュート清掃は焼却炉の運転を止め火を落として実施するものであるが、クレーン操作室前清掃以下に

挙げた作業は焼却炉運転のまま実施可能なものである。8月7日のD勤日誌によれば、シュート清掃は実施されておらず、クレーン操作室前清掃以下の作業しか実施されていない。14日第二係、21日第一係、28日第四係によるD勤では、いずれも炉の運転を止めてシュート清掃等を実施した記録がある。それなのに7日のD勤務も他のD勤務も従事者すべて時間外勤務3時間ないし5時間となっている。このように実質的な管理不在、すなわち、管理者による時間外勤務の内容や必要性を勘案した上での承認手続きが行われていない中での時間外勤務承認は不当である。

また、この8月7日D勤務の時間帯（8時30分から11時15分まで）には、再任用を除いても、第四係のC勤務空け時間外勤務者（8時30分から11時30分まで）が4名、第二係のA勤務者（8時30分から17時まで）5名、そして第三係D勤務者5名の計14名が同時に勤務している状態であった。（焼却炉の維持管理を担当する管理第二係も5名程度配置されていた。）14名が分担すればD勤務者の時間外勤務は不要であろう。

D勤務後の規則的な時間外勤務の慣行は即刻廃止されたい。

【措置の内容】

令和2年4月から、さらに1名減員し、各係6名体制としました。また、焼却炉の延命化に関する作業、日常的な点検、メンテナンス作業にのみ時間外勤務命令を出しており、時間外勤務時間の縮減を図りました。

D勤務については、日中の作業となるため、作業現場の室内の気温が40度以上になることが多く、特に夏場は50度を超えています。そのため、こまめに休憩をとりながら業務を行う必要があり、必要な作業がD勤務中に終了しない場合にのみ時間外勤務命令を出しています。

- ・業務内容の再検討について
(環境清美工場、人事課)

【監査結果】

環境清美工場では、上記の他にも、職員全員による2時間程度の時間外勤務が毎日発生し、常態化している。（この具体的状況については、次の指摘事項「中央制御室作業の委託及び時間外勤務について」を参照されたい。）

時間外勤務が当日シフトの出勤者ほぼ全員で、毎日決まりきった切のいい時間が生じているという状況は、甚だ不自然であり、実質的な管理不在を示す。環境部及び総務部人事課は事実関係を早急に調査し、今後の対応を明らかにする必要がある。

【措置の内容】

焼却炉の延命化に関する作業、日常的な点検、メンテナンス作業にのみ時間外勤務命令を出しており、大幅な時間外勤務時間の縮減を図りました。

- ・中央制御室作業の委託及び時間外勤務について
(環境清美工場)

【監査結果】

環境清美工場内の中央制御室にて、奈良市職員の4名が搬入ごみをクレーンで焼却炉に投入する作業を、他の4名が焼却炉等の施設操作・モニタリングを行っており、この8名が一つの係を構成し、施設第一係から第四係までの4つの係がシフトを組んで交代で勤務している。

環境清美工場の視察を行い、中央制御室での作業についても視察を行ったが、ピットに貯留したごみを焼却炉に投入するための専用クレーン操作は2名が従事しているのみであり、1時間に2から3回程度の投入頻度から勘案すると常時1名で業務可能、午前中の繁忙期でも2名で十分であると考えられる。(4席のクレーン操作席の椅子1脚は取り外され3脚しかなかった。) また、中央制御盤での焼却炉等の操作・モニタリングに関しても3名で十分という印象であり、一つの係トータル4名から5名で継続的な運転が確保されるものと見受けられた。

そこで平成26年8月における施設第三係の職員のシフト及び勤務状況を追ってみると以下のとおりである。シフトBとCは連続しており、市勤続年数の長い順に正規職員7名VWXYZLMとして、Vは係長、Wは主任、XとYは主務(職種は自動車運転手)、Zは主務補、Lは主務で、以上6名は勤続21年以上の職員である。8月1日と2日は、VとYの両名休暇取得、W・X・Z・Lの4名がC勤務空け2時間(8時30分から10時30分まで)の時間外勤務となっている。また4日はV・Y・L・Mの4名が休暇取得、W・X・Zの3名がA勤務空け2時間(17時15分から19時15分まで)の時間外勤務となっている。

(表省略)

正規職員7名のうち平均して毎日2名が休暇を取得している状態であり、4名が同日に休暇を取得している日もあるから、係トータル4名から5名で足りるという見方も極端ではないであろう。正規職員7名全員がそろって出勤している日はこの月には一日もなかった。休暇取得に職員間の調整の跡が見られず、出勤している職員は2時間3時間と時間外勤務をつけるのが常態化している。V係長の管理不在で運営されている実情も明らかである。

さらに、B勤務及びC勤務については、平成20年度より民間事業者にも業務の一部(焼却炉クレーン操作等)を委託し、1名を追加で勤務させている。そのため、B勤務及びC勤務では9名体制が通常シフトとなっている。聴けば、奈良市職員の夏季休暇が重複すると業務に支障が出るため、追加で業務委託により増員したという理由説明を受けたが、市民や民間事業者のみならず他部局の奈良市職員にとっても到底理解しがたいものであり、上記の業務運営の実情を踏まえると著しく不当である。コスト意識の欠如を乗り越えて賠償責任を意識させるほどの事態である。

繰り返しになるが、管理不在の時間外勤務承認、すなわち全職員によるシフト空け2時間ないし3時間、5時間の常態化した時間外勤務は止めること。合わせて、1シフト8名の人員配置は4名から5名程度に減員する方向で見直しを行う必要がある。外部への業務委託については早急に廃止すべきである。

【措置の内容】

令和2年4月から、さらに1名減員し、各係6名に減員しました。また、焼却炉の延命化に関する作業、日常的な点検、メンテナンス作業にのみ時間外勤務命令を出しており、時間外勤務時間の大幅な縮減を図りました。

- ・時間外勤務命令簿の記載漏れについて

(環境清美工場)

【監査結果】

「時間外勤務命令及び確認表」の注意書きの記載によると、所属長は以下の時間外勤務に関するチェック項目に基づき、必要と判断した場合は、勤務時間終了1時間前を目途に時間外勤務を命令することになっている。

(チェック項目略)

この所属長による時間外勤務命令に基づき、職員は「時間外勤務命令及び確認表」に申請理由を記載し、所属長の承認をもらうことになる。また、時間外勤務後には、所属長が実績確認を実施し、「時間外勤務命令及び確認表」に最終の承認印を押印することになる。このような手続きを経て、時間外勤務が承認されることからすると、時間外勤務を行う際には、「時間外勤務命令及び確認表」が必須の書類であり、かつ、時間外勤務命令の内容及び承認関係を示す証拠となる。しかしながら、平成26年11月から平成27年1月までの3か月間の時間外勤務に関する資料を閲覧したところ、出退記録に時間外勤務時間が記録されているにもかかわらず、「時間外勤務命令及び確認表」の作成が漏れているものが見受けられた(平成26年11月：12件、同年12月：7件、平成27年1月：6件)。また、「時間外勤務命令及び確認表」での承認があるにもかかわらず、出退記録には実績が反映されていないものも見受けられた(平成26年11月：2件、同年12月：4件、平成27年1月：1件)。

実質的な管理不在のみならず、形式的なチェックも行き届いていない証左である。もはや当該部局のみでの管理に期待できない状態であるから、法令遵守監察監や総務部等からの統制も加えた、二重、三重での管理体制を構築して、適正な事務執行を実施するよう努められたい。

【措置の内容】

管理職の意識改革を行い、管理職がルールに従って時間外勤務の命令を出すようにし、複数人で内容及び各提出書類に誤りがないか確認しています。

6. 通勤手当

- ・支給額の再検討について

(人事課)

【監査結果】

上記のとおり、奈良市ではマイカーによる通勤が認められているが、その1か月あたりの支給額は国が定める基準と異なっており、奈良市と国の基準はそれぞれ以下のとおりとなっている。

(基準省略)

上記のとおり、50km未満のすべての範囲において、奈良市の1か月あたりの支給額が国の基準を上回っている状態である。特に10km未満では1か月あたり4,000円以上も国の基準を上回っている。また、通勤に必要とするガソリン代を見ても、近年、自動車の燃費性能は向上し、国土交通省が公表した2015年度の燃費基準が16.8km/Lであることを考慮すると、1か月20日程度出勤すると仮定した場合、通勤距離が2km以上5km未満の職員では毎月約4.7L～11.9Lのガソリンを通勤で使用するようになるが、この場合、ガソリンの価格が1Lあたり100円～150円程度としても1か月2,000円を超えることはなく、通勤距離が2km以上5km未満の通勤手当として、6,500円は過剰な支給であると考えられる。

奈良市の財政状態が厳しい状態にある中で、国の基準を大幅に上回る通勤手当を支給する根拠はなく、また、実際に通勤に要すると考えられる1か月あたりのガソリン代を計算しても、奈良市の現在の通勤手当は非常に高い水準にあると言わざるを得ない状況である。現在、人事課においても上記の課題を認識し、通勤手当の見直しに向け動きだしているとのことではあるが、具体的な動きが見られないのが現状である。自動車通勤に対する手当としてどの程度支給する必要があるのか整理した上で、早急に奈良市の支給基準を見直されたい。

【措置の内容】

平成31年4月から、奈良県の通勤手当の水準に準拠するように、通勤手当の支給基準を改定しました。

VI. その他人件費に関する提言

2. 連絡所の運営について

- ・連絡所運営のあり方について
(地域づくり推進課、資産経営課)

【監査結果】

10か所の連絡所のうち、東寺林連絡所については、旧市役所跡を利用しており、利用者は多く、本庁とオンラインにて情報システムに接続しているため、公金收受や各種証明書等の発行も即時にできる仕組みとなっている。しかしながら、それ以外の連絡所については、旧村地域にあり利用者が少ないため、連絡所の職員が定期的に奈良市本庁に出向き、住民から預かった市税等の公金を納付している。

また、各種証明書についても奈良市本庁で受領のうえ地元住民に交付するという運営が行われている。

平成26年度の各連絡所における運営経費及び事務取扱件数は以下のとおりである。

(表省略)

上記のとおり、ほとんどの連絡所において、公金収納件数及び文書取扱件数が少なく、連絡所の中には来所者が一人もいない日もあるとのことである。しかしながら、連絡所運営に関する経費は年間1億6,000万円ほどかかっており、奈良市にとってはこの運営経費を削減することが喫緊の課題であると考えられる。

連絡所が行政との接点として地域コミュニティーに一定の役割を果たしてきたことは理解できるが、奈良市においては厳しい財政状況を勘案のうえ、そのあり方を検討することが必要と考える。地域住民への行政サービスの提供について配慮しつつ、上記の現状につき広く市民からの理解が得られるよう、改めて連絡所を集約する、もしくは開所日を削減する等により、コスト縮減の方策を策定し運用することを検討されたい。

【措置の内容】

「奈良市役所連絡所設置規則」を改正し、平成31年4月1日から、田原連絡所を廃止し、連絡所の配置を見直すとともに、各連絡所（東寺林連絡所を除く。）を週2日開所とし、コスト縮減を行いました。また、各連絡所（東寺林連絡所を除く。）の配置職員数については、平成31年4月1日から、3人体制から再任用職員1名、臨時職員1名の2名体制（2人1組で2連絡所を兼務）にし、人件費を削減しました。

平成28年度包括外部監査「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」の結果に対する措置状況について

3. 個別の監査結果を踏まえた全体的概観と意見

II. 総論

- ・効果測定指標（目標）の設定について

(財政課)

【監査結果】

(課題についての認識)

補助金等の交付は、公益に資する施策の実現のために公金を財源として行われるものである以上、公金投入による効果を検証する必要がある。また、効果測定の客観性を確保するために、定性的なものだけではなく、一定の定量的な指標(目標)を設定する必要がある。そのうえで、補助金等の交付により、市の施策実現に向けた効果があったかどうかの検証を毎年行い、次年度以降の補助金等の交付予算額の決定や補助金等のあり方そのものを決定していくことが非常に重要である。

しかしながら、市の現状に目を向けると、補助金等交付に関する効果測定指標は、大半において設定されておらず、指標による効果検証は行われていない。また、イベント等に交付される複数の補助金等の目的が同一または類似しているものもある。にもかかわらず、行財政改革実施計画にて「事業の公益性や実施効果等について検証」するとしていること、また、平成26年度における行財政改革実施計画進捗状況においては、「予算要求及び査定の各段階において、団体・事業の公益性や実施効果、さらに決算状況や事業計画について検証を行っている」として、補助金等の見直しを通じた財政規律の強化は計画どおり、実施方針どおりに進捗しているとしている。このような現状認識の表明は事実とのかい離が大きいため到底容認できるものではなく、誤解を与える説明が行われていると言わざるを得ない。

補助金等の交付による効果が分からない状況で、毎年各所管課から予算要求がなされ、査定されたうえで多額の公金を投入していることは、もはや補助金等を交付すること自体が各所管課の役目となっていると言っても過言ではない。また、このような状況は、市民にとっても理解しがたいものであると考えられる。

近年、総務省より「地方公共団体における内部統制制度の導入に関する報告書」が、また、地方制度調査会から「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」が出されており、自治体の自律的なリスク管理システム(内部統制)を整備し、自らそのシステムを評価して説明することが制度化される予定となっている。民間企業の内部統制評価制度では、財務報告の適正性を確保する仕組みの構築・運用に着目することになっているが、予算や

法令・規則・計画に従って確実に業務を遂行することが求められる自治体や公的機関においては、計画・予算の妥当性をチェックする仕組みや、その事務執行が3E（経済性・効率性・有効性）の観点からチェックする仕組みの構築・運用が求められることになる。補助金等の交付事務についても、この内部統制制度の枠組みの中で、執行され、評価されることになると考えられる。

（改善に向けた提言）

危機的状況にある財政状況の中で、補助金等を交付することの合理性を市民に説明するためのみならず、来たる自治法改正による内部統制への対応のためにも、補助金等の交付により期待する具体的な目標を早急に設定し、目標の達成状況を確認するとともに、目標達成に向けた対処方針取り組みや補助金等のあり方を検討するような仕組みを構築し、運用することが急務である。

また、交付目的が同一であるものや類似している補助金等について、役割分担を整理し、その上で重複するものや他の補助金等と明確に異なる役割が設定できないものは、廃止することも含め、見直しを検討されたい。

【措置の内容】

補助金等の効果測定指標の設定については、平成30年度分から予算要求資料に成果指標等の設定及び効果測定を導入しており、目標の達成状況を勘案しながら予算編成を進めています。

Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見

2. 危機管理課

（1）奈良市自主防災防犯協議会

② 監査結果

- ・補助金の交付事業に関する収支の確認について

（危機管理課）

【監査結果】

危機管理課は、各地区の協議会より補助対象事業に関する収支報告を入手し、報告内容に疑義があれば個別に照会等を行っているとのことであるが、それ以外の通常の場合には、証拠書類等の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途

に問題がないと判断するにいたった過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

平成30年度実績分の収支報告時から、収支内容の証拠書類として領収書等を提出するよう各地区自主防災防犯組織の会長に依頼し、提出を受け、使途に問題がないことを確認しました。

・事業報告・収支報告の確認について

(危機管理課)

【監査結果】

各地区防災・防犯協議会は地区自治連合会を中心におおむね小学校区で結成された自主防災・防犯組織である。具体的には49地区が各自主防災・防犯組織を結成しており、各地区協議会は自主的に防災・防犯のための活動を行っている。

その活動内容は、「奈良市自主防災防犯協議会交付金交付要項」第9条により会計年度終了後遅滞なく事業報告書及び収支報告書を市長に提出することとなっている。

しかし、平成27年度の各協議会からの実績報告書である「奈良市自主防災・防犯組織活動交付金実績報告書」の日付は、多くの協議会が総会後に提出する慣例であったこともあり、5月下旬以降がほとんどで、6月以降のものも7件あった。

所管課では、正式の文書である上記の「奈良市自主防災・防犯組織活動交付金実績報告書」を受領する前に見込み額ベースの決算実績等は何ら入手していない。

市の前年度決算に関する出納閉鎖期間が5月末であることを考えると、当然にそれまでに事業実績と決算数値を確認し、交付目的外の支出の有無、減額等が必要ないかの判断を行う必要がある。

【措置の内容】

平成30年度実績分の収支報告時から、「奈良市自主防災・防犯組織活動交付金実績報告書」を交付年度の翌年度4月中に提出するよう各地区自主防災防犯組織会長に依頼し、提出を受け、収支内容の証拠書類として領収書等を確認し、使途に問題がないことを確認しました。

6. 文化振興課

(1) 文化振興事業

② 監査結果

- ・補助対象事業に関する収支の確認について

(文化振興課、奈良町にぎわい課)

【監査結果】

文化振興課は、いずれの補助金等も、交付先から収支の報告を受けているが、収入に関する証拠書類を確認していない。また、各交付先からの収支は一致と報告されているが、各補助金等は、補助対象事業の活動経費の一部であり、超過することがないため問題としていない。

適切な補助金額がいくらであるのかを判断するため、収入が正しく報告されていることを証拠書類にて確認するとともに、実際の支出額を交付先に報告させる必要がある。

ならまち賑わい補助金については、交付先より決算報告を受けるものの、支出に関する証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている事業である以上、用途が適切かどうかを確認することは必要であるため、証拠書類等により用途を確認し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

令和元年度に奈良市文化振興補助金交付要綱を定めました。その中で、収入についても証拠書類を提出するように規定しました。

また、平成30年度から「ならまち賑わい補助金」は廃止しました。

10. 地域福祉課

(1) 奈良市社会福祉協議会補助金

② 監査結果

- ・補助金の交付事業に関する収支の確認について

(福祉政策課)

【監査結果】

地域福祉課は、奈良市社会福祉協議会より補助対象事業に関する収支報告を入

手しているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により用途を確認するとともに、用途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

平成30年度に補助金交付に関する透明性・公平性を確保するため、補助目的に応じた要領を定めました。補助対象経費については、人件費・施設管理料となっているため適正に執行されているか毎月の収支実績表や契約書、収支決算書などで確認しています。

- ・要綱等の策定について

(福祉政策課)

【監査結果】

補助金の決定については、前年度実績と奈良市社会福祉協議会から提出を受ける当年度の予算額をもとに、交付金額を決定している。

社会福祉法により設置が義務付けられている社会福祉協議会への必要な補助は、昭和58年以前から継続され、高額となっているが、補助金の交付に関する要綱等が設けられていない。

具体的な要綱がない状況では、使用目的が不明確となり、また、補助目的以外の事業に補助金を使用されていたとしても、容易には判別できない状況となっている。

補助金交付に関する透明性・公平性を確保するため、交付先の事業ごとに、補助目的、補助対象範囲（用途）、補助金額の決定方法、報告方法及び検査方法等を個別の補助金要綱にて定め、要綱に従った補助金交付事務の遂行が必要である。

【措置の内容】

平成30年度に補助金交付に関する透明性・公平性を確保するため、補助目的に応じた要領を定めました。

- ・補助金の対象経費について

(福祉政策課)

【監査結果】

補助金は、本来、地方公共団体の政策上の目的を達成するために交付されるものであり、その交付目的や対象範囲等は、限定される必要がある。

しかしながら、非営利法人として市と共に地域福祉に取り組んでいる奈良市社会福祉協議会の職員の人件費相当額及び一部家賃と法人として納めるべき消費税額が、補助対象経費とされている。具体的には、同社会福祉協議会の平成27年度の事業活動計算書によれば、サービス活動収益計1,093,441千円のうち市からの収益は、受託金収益93,611千円及び指定管理料収益512,476千円であるが、指定管理事業も含めた全事業に伴う消費税相当を市が補助金により負担している。新たな業務や現在の指定管理業務が公募とされた場合に、本法人は消費税を事業コストとして負担することがないため、他の社会福祉法人等が同じ条件で応募しようとしても、収支面で不利となり、公平な選定を行うことが難しい状況となっている。現状では補助金が過大に交付されているように見受けられる。

補助金の使途の適切性、業務委託及び指定管理業務の選定の公平性の観点から、市民への説明責任が十分に果たせるよう、同協議会の事業全体に関する納付消費税額相当を補助金の対象経費項目から除外する必要があると考える。

【措置の内容】

平成30年度から事業目的を踏まえた補助金を交付するため、対象経費の内容については厳正に精査し、同協議会の事業全体に関する納付消費税額相当を補助金の対象経費項目から除外しました。

(2) 民生委員活動経費

② 監査結果

- ・補助金の交付事業に関する収支の確認について
(福祉政策課)

【監査結果】

地域福祉課は、市の各地区民生児童委員協議会より補助対象事業に関する収支報告を入手しているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明

責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

平成30年度の決算時に収支決算書と補助対象経費に係る領収書等が提出され、補助対象項目以外の費用が含まれていないことを確認しました。

・補助対象項目について

(福祉政策課)

【監査結果】

補助金の対象経費を会議費、事業費、負担金の3つとしている。ほぼ全地区の協議会の決算書において、和楽園見舞金(慰問金、関係費等)が事業費あるいは負担金に(雑費、その他項目に入れている地区会もある)計上されており、委員一人当たり1,500円となっている。

和楽園は地区民生児童委員の有志により設立された経緯を有することから、年末年始に和楽園で行われる催しの会費相当として各地区協議会がまとめて支払う慣習が残っているとのことである。しかし、内容的には、各民生児童委員によるべき任意の寄付あるいは懇親会費であって、業務に直接に関係する内容とは言いがたい。

また、一部の地区協議会の決算書には、補助金の対象経費である負担金の中に地区自治連合会交流懇親会会費10,000円という内容の支出があった。

補助金の目的はあくまで地区民生児童委員の活動経費を対象とすべきであって、個人の負担すべき支出あるいは飲食費が入ることは許されない。

地域福祉課にて、毎期、各地区民生児童委員協議会の収支報告を確認し、使途が適切かどうかを精査しているとのことであるが、このような支出項目をそのまま認めている現状は、精査が十分に行われていないと言わざるを得ない。

補助対象経費にどのようなものが含まれるのかを改めて検討し、交付要領等にて明確にする必要がある。

【措置の内容】

平成30年度の決算時に収支決算書と補助対象経費に係る領収書等が提出され、補助対象項目以外の費用が含まれていないことを確認しました。

1 4. 廃棄物対策課

(1) 山辺環境衛生組合分担金

② 監査結果

・ 分担金交付事業に関する収支の確認について

(廃棄物対策課)

【監査結果】

市の職員が、2か月に1度の割合で、組合の例月出納検査に赴き、組合の出納事務の確認を行っている。その際、組合の経費に関する領収書等の証憑類を確認しているが、分担金計算の基礎となるし尿処理量については、組合からの報告を入手するのみで、実際のし尿処理量データの確認までは行っていない。

現状では、組合からの報告に誤謬等が生じていても、適時に発見できないリスクがある。本市が、適切な分担金を拠出していることの説明責任を果たすため、分担金の検査にあたっては、算出の根拠となる重要な資料の確認を実施する必要がある。

【措置の内容】

平成30年10月実施の例月出納検査から、検査対象期間の計量伝票を確認することで、処理量の把握を行っています。

1 7. 観光戦略課

(1) アジア太平洋交流センター運営補助金

② 監査結果

・ 補助金の交付事業に関する収支の確認について

(観光戦略課)

【監査結果】

本補助金についても、収支報告を交付先より受けているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により用途を確認するとともに、用途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

平成29年度のアジア太平洋交流センター運営補助金の内訳において、大部分を占める事務所の家賃支払状況についての証拠書類を徴取し、使途が問題ないことを確認しました。

(2) 日本絵手紙協会公認講師全国大会開催補助金

② 監査結果

・補助金の交付事業に関する収支の確認について

(観光戦略課)

【監査結果】

本補助金についても、収支報告を交付先より受けているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

平成30年度の日本絵手紙協会公認講師全国大会開催補助金に係る領収書等の証拠書類を徴取し、使途が問題ないことを確認しました。

18. 観光振興課

(6) ウェルカムガイド事業補助金

② 監査結果

・補助金の効果的な運用について

(観光戦略課)

【監査結果】

ウェルカムガイド事業補助金に関する収支決算書を閲覧したところ、支出額総額が102,800円であり、そのうち83,600円がパンフレット作製費であった。これは、補助対象経費全体の約81%が、パンフレットの製作に充てられているということである。パンフレット製作費の内訳は、案内・申込書、パンフレット5,000枚のカラー印刷に伴うものである。

また、ガイド利用実績については、平成26年度6件、平成27年度6件となってい

るが、市への転入者数は毎年12,000人を超えている。この実態を踏まえると、現状では補助金の効果は限定的であり、十分に効果が発揮されているとは言えない。

パンフレットの配布方法は、転入予定者に対して、市の各窓口で他の転入に伴う資料と同時に配布しているとのことであるが、この方法だけではウェルカムガイド事業について、十分に周知できておらず、費用に見合う効果がないと言わざるをえない。

そのため、今後も当該補助事業を継続するには、他の周知方法も検討していく必要がある。事業自体が魅力的なものであれば、周知方法を改善することにより、利用者を増加させることが可能である。周知方法を改善しても希望者が増加しない場合には、事業の継続の是非について検討すべきである。

【措置の内容】

ウェルカムガイド事業の周知をより拡大するため、補助金交付団体とも調整し、これまで行ってきた転入窓口でのチラシ配布以外に、ポスター掲出を開始したほか、活動内容や利用呼びかけの取材を受け、令和元年5月16日付の朝日新聞奈良版に掲載されました。その結果、平成29年度は5件・9名、平成30年度は3件・6名でしたが、令和元年度は12月末時点で7件・16名と増加しました。

2 1. 予防課

(1) 奈良市女性防災クラブ等活動助成金

② 監査結果

- ・実績報告の確認について

(消防局予防課)

【監査結果】

「奈良市女性防災クラブ等活動助成金交付要領」では、交付対象団体は、事業の完了後、補助事業等実績報告書に添えて、「活動報告書」を市に提出することになっている。

女性防災クラブ等から提出された「活動報告書」を閲覧したところ、たとえば、最大のクラブ員数を有する女性防災クラブでは、クラブ員数が258名であるにも関わらず、年間の活動内容のうち、参加人数が一番多かった9月の「炊き出し講習」でも106名の参加であり、クラブ員数の半分にも達していなかった。

このクラブの活動報告書の内容は以下のとおりである。

(内容省略)

また、次にクラブ員数が多い、別の女性防災クラブでは、クラブ員数が135名に対し、参加人数が一番多かった4月のクラブ総会・役員会での参加者が59名であり、こちらもクラブ員数の半分にも達していなかった。

以上から、助成金額の算定の基礎となっているクラブ員数の中には、まったく活動をしていないクラブ員数が含まれていると考える。また、女性防災クラブで活動しているクラブ員は特定の者に限られ、その特定の者だけが助成金の恩恵を受けていることになる。火災予防及び地域住民への防火・防災意識の啓発という目的からすれば、幅広い世代に渡っての活動が期待されるが、特定の者だけの活動に限られると、円滑な世代交代による地域活性化を阻害することになる。

市では平成28年度から「奈良市女性防災クラブ等活動助成金運用マニュアル(平成28年度改訂)」を作成し、女性防災クラブ等の会長がクラブ員1人1人の活動状況を「クラブ員活動報告書」に記入し、年度末に「補助事業等実績報告書」等の書類とともに市に対して提出する運用方法に変更している。

活動結果報告書を閲覧した限りでは、助成金の使途は各女性防災クラブ等の自主性に任されているものの、中には、助成金額(231,600円)の約7割(171,000円)を32名での他県防災センターへの視察研修に充てている女性防災クラブがある。

補助対象事業の観点から補助に値する活動内容であるかどうか、徹底した実績確認をお願いしたい。

【措置の内容】

平成28年度補助事業完了報告時から、「事業報告書」に加え、全クラブ員個々の活動実績を報告する「クラブ員活動報告書」、活動内容が分かる「活動写真」による実績確認を行い、また、平成29年度に「奈良市女性防災クラブ等活動助成金マニュアル」を改定し、各クラブで視察研修を実施する場合、補助金からの支出額にあっては、各クラブに交付された補助金の4割以内と決めました。

平成29年度に「クラブ員活動報告書」により活動実績が確認できなかったクラブ員が存する1クラブに対し補助金等返還命令書を交付し交付済み補助金の一部の返還措置を実施しました。視察研修に関する規定については、平成29年度及

び平成30年度とも各クラブにおいて遵守されていることを確認しました。

また、奈良市女性防災クラブ等活動助成金運用マニュアルの改定により設定した事業目標の達成度を明確に確認及び評価するため、「奈良市女性防災クラブ事業目標達成報告シート」を作成し、平成30年度分の補助事業実績報告から、「事業報告書」、「クラブ員活動報告書」、「活動写真」と同様に添付資料として各会長からの提出を義務付けました。

さらに、各報告書による確認を実施し目標達成度評価が低いクラブにあつては、主管課長より文書による改善指導を行いました。

平成29年度包括外部監査「観光行政に関する事務の執行について」の結果に対する措置状況について

第4 個別事業に係る監査の結果及び意見

【4】ならまち格子の家運営管理経費

(1) 指定管理者からの事業報告書について

- ・構成員合算の収支計算書を入手すべき
(奈良町にぎわい課)

【監査結果】

市は、コンソーシアムへ支払った指定管理料4,408千円のうち、2,963千円の用途を把握していなかった。

また、市が入手していたコンソーシアムの収支計算書と監査人が入手した(株)地域活性局の収支計算書を合算すると、コンソーシアムとしてのあるべき事業活動収支差額は△4千円であり、市が把握している収支差額△29千円よりも24千円乖離していた。

コンソーシアムの構成員の当該事業に係る支出は、コンソーシアムの支出であるので、その支出項目が分かるような収支計算書を入手すべきである。したがって、市は、現状のような(株)地域活性局への負担金支出として開示された収支計算書を入手するのではなく、(株)地域活性局での支出項目に合わせて、コンソーシアム全体としての収支計算書を提出させるべきである。

(表省略)

【措置の内容】

(株)地域活性局での支出項目に合わせた、コンソーシアム全体としての令和元年度収支計算書を提出させました。

平成30年度包括外部監査「公の施設の使用料及び利用料金に関する財務事務の執行について」の結果に対する措置状況について

第4 個別の公の施設に係る監査の結果及び意見

【18】なら100年会館駐車場

(1) 指定管理者について

- ・決算書を事実に基づき適切に作成すべき

(文化振興課)

【監査結果】

指定管理者から提出される決算書が予算書と全く同じ費目・金額で作成されていた点は、平成25年度の包括外部監査でも意見として指摘されている(下記参照)。しかし、平成29年度まで、予算書と同じ金額で決算書が作成されていた。(中略)

この理由について市は、本仕様書には指定管理料に余剰が生じた場合には精算する旨の条項が入っていないため、予算書と決算書を同じ金額で作成していたとのことだった。また、指定管理者からの予算書及び決算書には、指定管理者の本部費(間接人件費、間接経費など)が計上されていない。そのため、指定管理者は、収受した指定管理料と実費額の差額を間接経費に充当しているとのことだった。

しかし、上述の理由は予算書と決算書が同額であってよい理由にはならない。実際に発生した費用の内容及び金額が適切に決算書に記載されない場合、市は指定管理料の使途及び金額の妥当性を判断できない。

市が決算書を手に入る意義は、指定管理業務を適切に行うためにどれくらいの費用が発生するか正確に把握するためであり、かつ、将来の指定管理料の見直しに用いるためである。この意義を達成するためには、決算書の収支が実額で記載されなければならない。そのうえで、市は、指定管理者が無駄を削減し合理的な業務を行ってもなお指定管理料が足りないと判断される場合には、指定管理料の

増額を検討する必要がある、逆の場合には減額を検討する必要がある。

市は、指定管理者に決算報告書を事実に基づいた金額で作成するように指導すべきである。

【措置の内容】

指定管理者に決算報告書を事実に基づいた金額で作成するように指示し、令和元年度の決算報告書より適切に作成されました。

【20】西部会館駐車場

(1) 指定管理者について

- ・決算書を事実に基づき適切に作成すべき

(西部出張所総務課)

【監査結果】

第4【18】なら100年会館駐車場と同様の結果である。

決算書が予算書と全く同じ費目・金額で作成されていた点は、平成25年度の包括外部監査でも意見として指摘されている(下記参照)。しかし、平成29年度まで、予算書と同じ金額で決算書が作成されていた。(中略)

この理由について市は、本仕様書には指定管理料に余剰が生じた場合には精算する旨の条項が入っていないため、予算書と決算書を同じ金額で作成していたとのことだった。また、指定管理者からの予算書及び決算書には、指定管理者の本部費(間接人件費、間接経費など)が計上されていない。そのため、指定管理者は、収受した指定管理料と実費額の差額を間接経費に充当しているとのことだった。

しかし、上述の理由は予算書と決算書が同額であってよい理由にはならない。実際に発生した費用の内容及び金額が適切に決算書に記載されない場合、市は指定管理料の使途及び金額の妥当性を判断できない。

市が決算書を手に入る意義は、指定管理業務を行うためにどれくらいの費用が発生するか正確に把握するためであり、かつ、将来の指定管理料の見直しに用いるためである。この意義を達成するためには、決算書の収支が実額で記載されなければならない。そのうえで、市は、指定管理者が無駄を削減し合理的な業務を行ってもなお指定管理料が足りないと判断される場合には、指定管理料の増額を

検討する必要があり、逆の場合には減額を検討する必要がある。

市は、指定管理者に決算報告書を事実に基づいた金額で作成するように指導すべきである。

【措置の内容】

決算報告書を事実に基づいた金額で作成するよう指定管理者に指導し、平成30年度報告書から改善しました。

【23】自転車駐車場

- ・決算書を事実に基づき適切に作成すべき
(環境政策課)

【監査結果】

平成28年度及び平成29年度の「奈良市自転車駐車場収支報告」を確認したところ、収支が一円単位で一致することは通常考えられないにも関わらず収入合計と支出合計が一致していた。

交通政策課はこの点について指定管理者への説明を求めていなかったとのことであったが、今回改めて確認したところ、指定管理者には歳入と歳出を一致させるものとする誤った認識があり、歳入と歳出の差額で利益が発生した場合にはこれを奈良市自転車駐車場指定管理担当の本社人件費の一部に充て、損失が発生した場合には損失額を諸経費として支出加えるというかたちで、調整しているとの説明を受けた。

収支報告は指定管理者の経営状況を確認するための重要な資料である。しかし、交通政策課が収支報告を十分に点検せずに、異常な点を看過しており、指定管理者から事実と異なる収支報告がなされている。指定管理者は指定管理業務から損失または利益が生じており、これを考慮しなければ、翌年度以降の指定管理料の積算検討に際しても指定管理料の減額もしくは増額に関する検討が適切に行えない可能性がある。

交通政策課は、指定管理者が事実に基づき収支報告書を作成するよう、適切な指導を行うべきである。また、指定管理者の業務実績を適切に把握し、翌年度以降の適正な指定管理料の検討に役立てるべきである。

【措置の内容】

指定管理者の収支報告書については、事実に基づき作成するよう指導し、その後提出のあった平成30年度収支報告書から収支報告実績の把握を行いました。

奈良市監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和2年12月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 山 本 憲 宥
同 伊 藤 剛

奈 監 第 69 号
令和2年12月28日

奈良市長 仲川元庸様
奈良市議会議長 三浦教次様
奈良市教育長 北谷雅人様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 山 本 憲 宥
同 伊 藤 剛

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査対象

市民部 地域づくり推進課（東寺林連絡所を含む。）
文化振興課 スポーツ振興課
月ヶ瀬行政センター
総務住民課 地域振興課
都祁行政センター
総務住民課 地域振興課
東部出張所 北部出張所
(消防局) 消防課 指令課
(教育委員会)

教育部 教育政策課 教職員課 文化財課 埋蔵文化財調査センター
教育支援・相談課 中央図書館(西部図書館、北部図書館を含む。)
中学校 春日 春日(夜間学級) 富雄第三 田原 都祁
小学校 済美 大安寺 登美ヶ丘 富雄北 富雄第三 田原 都祁

2 監査期間

令和2年10月8日から令和2年12月25日まで

3 監査方法

令和2年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和2年8月末日現在の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で監査を実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

市民部

地域づくり推進課(東寺林連絡所を含む。)

【意見】

奈良市ポイント制度は、高齢者の外出機会の創出や健康への意識付けによる健康寿命の延伸、社会貢献活動への参加による市民参画意識の向上を目的として、平成27年1月から開始され、監査時点では、長寿健康ポイント、ボランティアポイント、健康増進ポイント、健康スポーツポイント、多子世帯支援ポイント及び環境ポイントの6つの事業で実施されている。

奈良市ポイント制度の管理運営を行う事務局(以下「事務局」という。)業務の委託については、制度開始当初の平成26年度にプロポーザル方式により、一般社団法人地域づくり支援機構が選定され、以降は「平成26年度からシステム構築、運営、保守、HP運営の実績があり、他社では技術面で困難」として、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号による随意契約で、引き続き一般社団法人地域づくり支援機構が業務を受託している。

市から事務局への支払は、奈良市ポイント制度システム運営業務委託料(以

下「運営委託料」という。)と奈良市ポイント制度ポイント管理業務委託料(以下「管理委託料」という。)の2種類がある。運営委託料(年額約1,720万円)は、ポイント制度全般の運営に関するものである。また、管理委託料(予算額約1,780万円・1ポイントあたり1円(税抜))は、貯まったポイントの特産品等と交換するために用いる原資(以下「原資」という。)であり、市の事業で付与したポイント数に応じて支払われている。

ポイント制度に関わる当事者は、市(地域づくり推進課(以下「制度所管課」という。))、各ポイント事業の所管課(以下「事業所管課」という。)及び出張所等)、事務局、利用者、加盟店、特産品提供者、金券類の印刷業者及びバス会社等が挙げられる。

ポイント制度における「貯める」、「使う」の流れは以下のとおりである。

「ポイントを貯める」に関する流れ

- ①利用者が、市の指定事業に参加又は加盟店で買物やサービスの提供を受ける。

↓

- ②市若しくは事務局又は加盟店が、利用者にポイントを付与する。

↓

- ③市又は加盟店が、ポイント付与分相当額を月1回事務局へ支払う。

「ポイントを使う」に関する流れ

- ①利用者が、ポイントを使い加盟店で買物、市窓口で金券類(バスチャージ券、タクシー券及び風呂券)若しくは特産品と交換申請し、又はインターネットを通じて金券類若しくは特産品と交換申請する(バスチャージ券はバス会社営業所に持参しICカードにチャージする。)

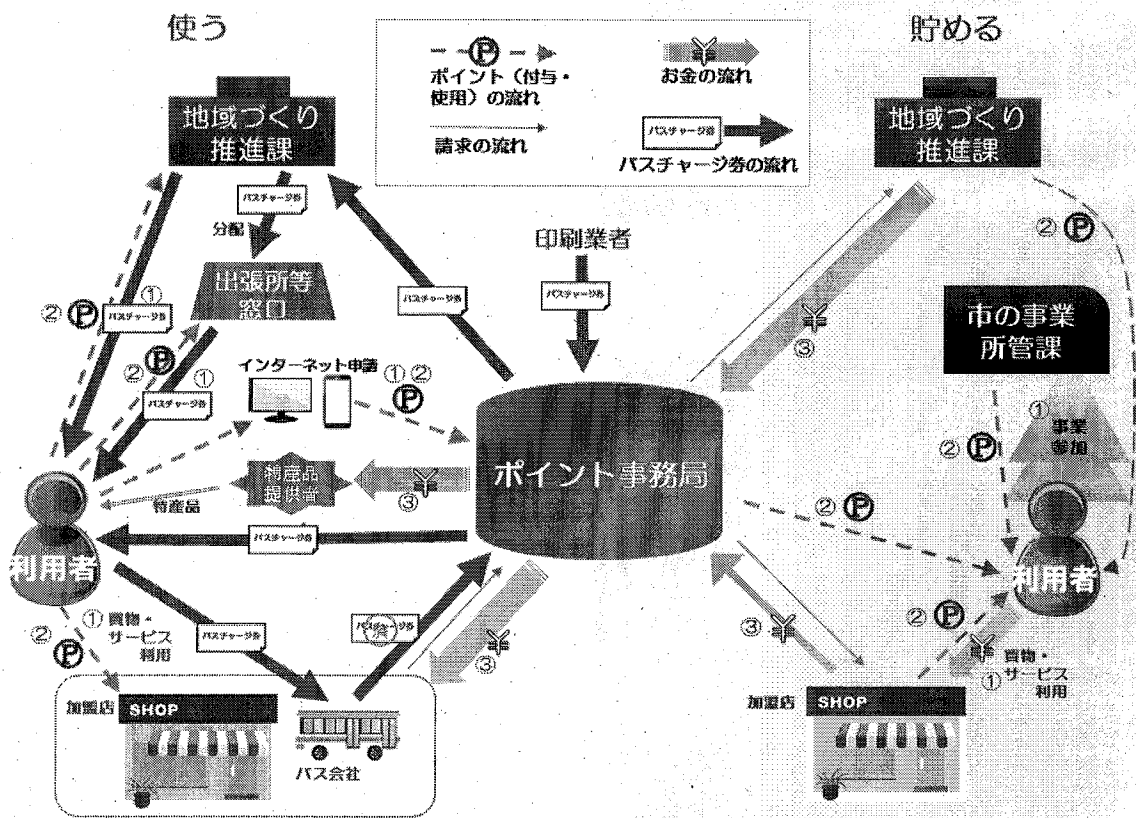
↓

- ②市若しくは事務局又は加盟店が、利用者が使ったポイントに応じて、利用者のポイントを引き去る。

↓

- ③事務局が、利用者によるポイント利用分相当額を特産品提供者、加盟店、バス会社等へ支払う。

奈良市ポイント制度の概略図



これらの流れの中において、以下のような多数のリスクを内包していると考えられる。

リスクとして考えられる点

<ポイントを貯める>

(1)市の事業でポイントを付与する際のリスクについて

- ア ポイント付与が手入力のため、ポイントが本来より多く又は少なく付いてしまうリスクがある（後日付与分を含む。）。
- イ ポイント付与が手入力のため、紛失等の際の再発行で旧カードから新カードへポイントの移行を行う際に、旧カードのポイントが正しく移行されないリスクがある。
- ウ 利用者のICカードがなくてもポイント付与の端末にアクセス可能な者であれば、遠隔でポイントを付けることができ、その際ポイントが本来より多く又は少なく付いてしまうリスクがある。
- エ ポイント付与の端末の一部において、重複付与を認識する設定にしていいため、同一人に対し同一事業について重複してポイントが付いてしまうリスクがある。

オ 事業の参加記録等を保有する事業所管課と制度所管課との情報共有が図られておらず、ポイント付与実績が正しいかどうかを検証するための突合ができていない。

(2)市の事業で付与したポイント管理委託料を支払う際のリスクについて

ア 事務局からの報告を基に管理委託料を支払っているが、上記(1)のポイント付与状況の妥当性を制度所管課が検証していないため、事務局からの請求に誤りがあっても、間違いに気付かずに支払ってしまう。

(3)ポイント引換えの原資（現金預金）の管理について

ア 原資（現金預金）残高とポイント残高を事務局が突合しているか制度所管課が把握していないため、原資の入金額、出金額のミスなどがあっても、間違いに気付かない。

イ 有効期限を迎えたポイントに相当する原資について、事務局から市へ返還を受けているが、その金額に妥当性があるか制度所管課が検証していないため、実際に失効したポイントに相当する金額と返金を受けた金額に差が生じていても気付かない。

ウ 市の事業でポイントを付与した場合、制度所管課から事務局へ1ポイントあたり1円に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を加算した金額を支払っているが、上記イの失効ポイント分の返還額には、消費税等が含まれていない。そのため制度所管課が支払った消費税等の現金相当額は事務局内部に滞留していることが考えられる。

<ポイントを使う>

(4)ポイント交換に関するチェックについて

ア 利用者がポイントと交換する特産品について、その原価に送料や消費税等を加えた金額と交換ポイントは一致することになっているが、事務局と特産品提供者との受渡実態を制度所管課が把握しておらず、差額が生じていないかどうかの確認ができていない。

イ 利用者のポイントの特産品やバスチャージ券と交換する際、特産品等の払出額と使用ポイントが一致しているかの突合が事務局において行われているかを制度所管課は把握していない。また、ポイントの引去りは手入力により行われている。そのため、特産品等の払出額と引去りポイントが一致していなくても気付かない。

ウ 先述のとおり、市の事業でポイントを付与した場合、制度所管課から事務局へ1ポイントあたり1円に消費税等を加算し（外税）、ポイント交換の原資と

して支払っているが、ポイントの特産品と交換する場合には、事務局が特産品提供者に対して支払う交換ポイント相当額には消費税等が含まれている（内税）ため、制度所管課が支払った消費税等の現金相当額が事務局内部に滞留していることが考えられる。

(参考)

ポイント管理業務委託にかかる支払額の実績データから、そこに含まれる消費税等の現金相当額を見積りしたところでは、次のとおりとなった。

平成 27 年 1 月分から令和元年 9 月分まで（税率 8%）

委託料 47,844,094 円 うち消費税等 3,544,007 円… A

令和元年 10 月分から令和 2 年 7 月分まで（税率 10%）

委託料 11,622,298 円 うち消費税等 1,056,573 円… B

合計消費税等(A+B) 4,600,580 円

(5)バスチャージ券及びタクシー券の管理状況について

ア 制度所管課は、事務局からバスチャージ券等の印刷業者への発注及び納品状況を把握しておらず、また、印刷業者で発生する試刷りやミスプリントを事務局が回収しシュレッダー処分しているとのことであるが、制度所管課がその確認をしていないため、試刷りやミスプリントによって発生したバスチャージ券等が使用されるリスクがある。

イ 使用済みのバスチャージ券について、使用済みの印を押した状態で、事務局がバス会社から回収しているとのことであるが、実際の取扱いがどうなっているか制度所管課が把握していないため、使用済のバスチャージ券が再使用されるリスクがある。

ウ 制度所管課は、事務局におけるバスチャージ券等の利用者への配布状況や在庫状況を定期的に確認していない。

また、バスチャージ券等の市窓口（制度所管課及び出張所等）での在庫状況について、各窓口における残枚数の確認方法は、全枚数を確認するのではなく、通し番号の最も若い番号から残枚数を推測する方法であった。

さらに、事務局から制度所管課へのバスチャージ券等の引渡し時には、事務局が受領書を徴取しているが、バスチャージ券の通し番号の記載がなく、その上、制度所管課から出張所等への引渡し時には、受領書すら徴取していない。

これらの管理体制の不備から、バスチャージ券等の一部に盗難や紛失があっても気付かない。

<全般にわたる重要事項>

ア 両委託料に係る決算状況の書類の提出を求めたところ、作成されていないことがわかった。

管理委託料については委託仕様書に毎年度会計報告を行うこととあるため、契約に反する状況を制度所管課が看過しているといえる。また、委託業務の決算状況が分からないため、運営委託料と管理委託料との混同がないか、市のポイント分と加盟店のポイント分との混同がないか、管理委託料の次年度への繰越額が適正かなど、ポイント制度の運営状況及び利用状況の実態を制度所管課が把握できていない。

イ 管理委託料の委託仕様書に、ポイントの統計・分析によるニーズ調査が含まれているため成果品の提出を求めたところ、当該業務は実施されていないことがわかった。上記アと同様に契約に反する状況を制度所管課が看過しているといえる。

ウ 制度所管課によれば、事務局機能は先述の一般社団法人地域づくり支援機構ではなく、株式会社アール・アイ・シーという別の会社が担っているとのことである。

これは、契約相手方と実質的な受託者が異なっているという重大な問題であり、一般社団法人地域づくり支援機構が、委託業務の主たる業務を株式会社アール・アイ・シーに再委託していると見受けられる。また、株式会社アール・アイ・シーの所在地が事務局の所在地と同一場所であることから、事務局の業務と株式会社アール・アイ・シーとの業務の混同が起こるおそれも考えられる。

以上述べた事実及びリスクのうち(3)ウ及び(4)ウについては、原資に加算している消費税等の現金相当額について、慎重かつ丁寧に調査を行い、その結果過払になっていると判断された場合は、過去分も含め事務局に対し返還を求められたい。また、今後の支払方法について、1ポイントあたり1円(内税)に改め、消費税等分の差額が生じないように契約条件の見直しについても併せて検討されたい。

また、管理委託料はポイント還元の原資であるため、ニーズ調査業務については運営委託料の業務に付け替えた上で確実に実施させ、ポイント事業の効果測定に生かされたい。

加えて、契約相手方と実質的な業務を行っている受託者が異なっていることは、契約書に規定する再委託禁止に反すると思われる。実情を整理し見直しを図られたい。

総じて、ポイント制度全般の運用状況における様々なリスクについて、制度所管課がこれまで十分認識してきたか疑問である。

ポイント制度の一連の流れの中で、制度所管課の事務局へのシステム構築等の運営実績をはじめとする信頼が、ともすればガバナンス意識の欠如につながり、事務局任せになってきたとも考えられる。このことは制度所管課としての事務局へのガバナンスが問われる状況にあるといえる。

本市内部も含め、信頼関係をもとに事業が行われてきたことを推測できるが、仮に何らかのリスクが顕在化した時には、制度全体、ひいては本市の信用にかかわる事態となることは容易に想像できる。

これらのことを踏まえ、制度所管課は制度全体の各部の再点検により、内部統制上のリスク管理と委託先事業者へのガバナンス体制を整えられたい。

地域づくり推進課（東寺林連絡所を含む。）、スポーツ振興課

【意見】

前回の定期監査で、地域活動推進課内において奈良市自治連合会に雇用されている臨時職員が、市の職員と机を並べる形で自治連合会の事務を行っている事案を指摘したところであるが、現在の地域づくり推進課においても同様の状況が続いており、また、スポーツ振興課内でも奈良市体育協会の臨時職員が協会事務を行っている。

長年にわたってこのような状況が継続しているが、その間にも、平成29年6月26日付け奈総総第39号通知「執務室への立入制限の徹底について」において、「市では、個人情報、特定個人情報、法人等の内部情報その他市の政策決定に関する機密性の高い情報等（以下これらを「重要情報」という。）を多数取り扱っており、（中略）重要情報について重大な情報漏えいを引き起こす可能性が懸念され」とし、そうした懸念を払しょくするといった趣旨から、「立入制限区域」を設定し、立入制限を徹底するよう各課に求められているところである。

両課におけるこれらの団体は、本市から毎年、交付金や補助金の交付を受ける団体であるため、予算要求や交付決定など、本市の内部的な意思決定の過程における情報が伝わることにより公平性や中立性が損なわれる可能性も否定できない。

それぞれの団体と本市との間には、パートナーシップや協働の理念により、本市の施策を推し進めるための強い結びつきが必要であることは理解できるが、あくまでも臨時職員の行う業務は自団体の業務である。本市側に事務室を使用させるメリットがあるとしても、同時にリスクが存在することも改めて認識すべきである。

前回の指摘以降、覚書を取り交わし守秘義務等を当該団体に課した形となっているが、様々なリスクに対応する責任は市の側にもあり、不十分な対応と言

わざるを得ない。先に述べた、「執務室への立入制限の徹底について（通知）」の趣旨を認識した上で、それを実現するという方向性を示されたい。

スポーツ振興課

前回の定期監査においても指摘したが、行政財産の使用許可 11 件について査閲したところ、うち 10 件で事務処理の遅延が見受けられた。中には、使用許可日から 5 か月経過した監査基準日においても、調定等の事務処理が行われていない事例が 4 件あった。

奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 11 条の規定に基づき、行政財産の使用許可時に調定等の事務処理を行うよう改められたい。

月ヶ瀬行政センター 地域振興課

(1) 月ヶ瀬梅の資料館における自動販売機の設置に係る行政財産の目的外使用許可について、使用許可条件から「光熱水費等の負担」の項目を除外していた。

奈良市公有財産規則（昭和 49 年奈良市規則第 29 号）第 25 条の規定に基づき、行政財産の使用許可を受けた者から当該自動販売機の電気料金を徴収されたい。

(2) 前回の定期監査においても指摘したが、市道沿いの 2 件の草刈作業業務委託において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号による随意契約（3 者見積）を締結していた。この 2 件の委託業務は、ほぼ同じ工期であり契約を分ける必要性に乏しく、一括発注すると予定価格が 50 万円を超え、競争入札が必要な契約であった。

工期がほぼ同じであることを考えると、競争入札による一括発注の方が経費的に安価になると考えられることから、安易に契約を分割して随意契約を締結することなく、競争入札により公平性と透明性を確保されたい。

月ヶ瀬行政センター 地域振興課、文化財課

【意見】

月ヶ瀬梅林の管理について、長年にわたり公益財団法人月ヶ瀬梅溪保勝会に対し、文化財課から月ヶ瀬梅溪保勝会事業補助金が、月ヶ瀬行政センター地域振興課から月ヶ瀬梅溪保勝会補助金がそれぞれ支払われている。文化財課の補助金は名勝指定地を対象とし、月ヶ瀬行政センター地域振興課の補助金はそれ以外の敷地を対象としているが、いずれも月ヶ瀬梅林の保護育成を目的としたものであり、補助金の対象事業として薬剤散布や草刈といった同じような作業

も行われている。

月ヶ瀬行政センター地域振興課は、補助金の交付申請時に、補助金の対象エリアが文化財課の補助対象である名勝指定地と重なっていないことを確認していた。また、事業実績報告時にはそれぞれの課が収支決算書に基づいて自課の補助金に関する作業内容及び領収書の確認を行ったとのことである。しかし、月ヶ瀬行政センター地域振興課に提出された収支決算書及び領収書には詳細な内訳がなく、文化財課の補助対象の作業との混同及び補助対象経費が双方に計上されていないかを相互に比較し、判別することができない状況であった。

目的や作業内容が同じ事業について名勝指定地か否かだけで別々の補助金に分けて交付しなければならない理由は見当たらず、また、分けて交付することにより、両課にそれぞれ他方の補助金との重複がないかの確認や調整が必要となり、事務の負担の面からも効率的ではないと思われるため、これら二つの補助金の統一を検討されたい。

(消防局)

指令課

奈良市・生駒市高機能消防指令センター保守業務委託について、関係書類を査閲したところ、受注者とは異なる業者がサポート体制に組み込まれていたが、書面による再委託の承諾行為が行われていなかった。

再委託について、契約書第14条第2項に、あらかじめ発注者に書面による承諾を得た場合は、受注者が第三者に再委託させることができる旨規定されているため、契約書に基づき書面により承諾行為を行われたい。

【意見】

奈良市・生駒市高機能消防指令センター保守業務委託において、契約書の条文に「受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受注者からの申し出により、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。」とあり、業務全部の再委託も可能な規定となっていた。また、実際の再委託の内容が委託業務の全部又は主たる部分に当たるかどうか確認しようとしたが、書面がないため判別できない状況であった。

一般的に、市が契約を締結するにあたっては、契約方法が入札であれば入札参加資格等、随意契約であれば技術力、業務実績等の契約相手方への信頼性を前提としていることから、業務の全部又は主たる部分を再委託することは、受注者の履行能力を信頼して業務を委託する意義がなくなり、ましてや、あらかじめ市が承諾すれば一括再委託を容認することもできる規定を契約

書に設けることは不適切と考える。また、容認できる再委託もあるが、内容によっては、受注者と契約するよりも、市が再委託先に直接契約した方が安価になることも想定される。

以上のことから、契約書の条文について、一括再委託を禁止する規定に見直すとともに、委託業務の主たる部分の解釈が各課において異なることがないように、再委託できる業務の考え方の例示や金額面からも主たる部分の判断ができるよう再委託承諾申請書への再委託予定金額の明記等詳細事項を定めた、再委託に関するガイドラインの策定も含め、市全体として再委託のあり方について検討する必要がある。その上で、所管課は、再委託承諾申請書が提出された際には、再委託の業務内容、理由等を十分精査し、再委託を承諾するかどうかを適正に審査されたい。

(教育委員会)

教育部

文化財課

史跡大安寺旧境内保存用地取得事業嘱託登記業務委託において、契約金額の算定に、落札された基準単価が反映されていなかった。

これは、嘱託登記業務委託は、入札については基準単価で行うが、契約については、落札された基準単価からその他の業務の単価を比例算定し、各々の単価に予定される業務の数量を掛け合わせた総額にて契約する方式を採用しているが、落札後の不動産登記等発注確認簿の作成時に、基準単価を落札額に変更せず、あらかじめ入力されている様式（記入例）のまま用いたことによる。

この単価入札・総額契約の方式は他にも数量等の入力項目があり、総額計算が複雑ではあるが、契約金額は契約情報の中でも極めて重要な情報であることから、算定にあたっては細心の注意を払い、適正に事務処理を行われたい。

【意見】

嘱託登記業務は、公共嘱託登記業務発注基準（以下「発注基準」という。）により、契約事務の基準、契約事務の流れ及び使用する様式が規定されている。

発注基準において、入札は基準単価で行うと明記されている一方、契約は契約書様式に総額の記載欄があり、総額で契約を行う規定となっている。

嘱託登記業務における各業務の設計単価は、近畿地区用地対策連絡協議会の公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準及び奈良県土木公共工事実施設計労務単価により規定されている。落札後の各業務の単価は、設計単価から基

単価の落札率に比例して決定される。嘱託登記業務における各業務の数量は、発注した現場の状況により決定されるため、発注基準に定める様式の名称が「業務数量予定表（当初予定用）」となっており、落札直後と現場確認後の数量が別枠で設けられていることからわかるとおり、性質上、契約時に確定させることができないものである。また、契約金額に合わせて業務量を調整することもできない。

よって、嘱託登記業務の契約総額は、委託者又は受託者の任意で決定できるものではなく、業務終了後に確定した数量にて総額を再計算し契約変更を行うことが毎回必要となっている。

自治体の契約は、契約時に業務量を確定できる場合は総額契約が原則であるが、嘱託登記業務は先述のとおりその性質上、総額契約には適さないと考える。単価入札・総額契約の方式が事務の増加及び誤りを招いている傾向も見受けられることから、発注基準の所管課において単価契約への変更を検討されたい。

また、今回の定期監査において誤りが発生した不動産登記等発注確認簿の様式（エクセルデータ）を査閲したところ、落札額の入力セルが印刷範囲外にある、各業務の金額の計算を手入力する必要がある、書式設定の誤りがあるなどの事務処理の誤りを誘発しやすい点が多く見受けられた。さしあたっては、発注基準に定める様式について誤りがないか、計算式が入力されているかなど、発注基準の所管課において見直しを行い、事務の改善を図られたい。

教育支援・相談課

奈良市教育支援委員会の委員に対し、報酬のみが支給され、費用弁償は支給されていなかった。

当該委員会は、奈良市附属機関設置条例（平成 27 年奈良市条例第 1 号）に規定する附属機関で、委員は、非常勤特別職として委嘱されているものであり、奈良市教育支援委員会規則（昭和 53 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 10 条に費用弁償に関する規定があることから、委員としての活動に関する費用弁償は、当該規則に基づき適正に支給されたい。

また、委員への出席依頼について、依頼文の発出者名は委員長となっていたが、起案が所管課の課長専決となっていた。

附属機関における最終の意思決定権は、当該附属機関の長にある。決裁権者を確認し、適正に事務処理を行われたい。

中央図書館（西部図書館、北部図書館を含む。）

施設修繕の関係書類を査閲したところ、予定価格及び契約金額が 20 万円

以上であり、かつ、相手方が特定される契約ではないが、見積書を1人の者からしか徴取しておらず、また、受注者から請書を徴取していなかった事例が2件見受けられた。

予定価格が20万円以上の場合は、奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第18条の2第1項の規定に基づき、2人以上の者から見積書を徴取した上で契約相手方を選定されたい。また、契約金額が20万円以上の場合は、同規則第21条の2の規定に基づき、受注者から請書を徴取されたい。

なお、請書の提出については、平成31年4月に同規則が改正されたところであるため、主務課は契約に関する例規の改正に注意を払い、適正に契約事務を行われたい。

春日中学校

隣接する視聴覚準備室及び視聴覚室の修繕について、いずれも床にパネルカーペットを敷く修繕を、3週間足らずの間に同一業者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号による随意契約（2者見積）を締結していた。両室は、部屋の広さに約4倍の差があるにもかかわらず、予定価格は同額、契約額もほぼ同額であった。また、両室の修繕を一括発注すると予定価格が50万円を超え、競争入札が必要な契約であった。さらには、各室の修繕完了報告に添付されていた写真のうち、部材搬入に係る写真は両室で同一のものであった。

修繕箇所が隣接しており、両室を一括して発注することは修繕の意思決定当初から容易に想像できたと思われる。

このような発注は、競争入札を避けるための分割発注と思われるため、厳に慎まれたい。

【複数課にわたる共通意見】

前回の定期監査において、教職員の学校校地内における通勤用自動車の駐車について意見を述べたところであるが、本市では、教育財産（行政財産）である市立小中高等学校校地での教職員による通勤用自動車の駐車が、長年にわたり正式な手続を定めずに行われている。これは、安全上の問題もある上、学校施設の適切な管理とはいえない状態である。

教育委員会によると、教職員は一般職員と異なり、通勤困難校への通勤、児童や生徒の急な発病や受傷及び生徒指導等で迅速な対応を必要とする場合や、早朝や夜間に及ぶ部活動や生徒指導等の公務もあり、公共交通機関のみの利用では、現実的に対応できないなどの理由から、校地内で安全に駐車できるスペースがあり、教育上支障がなければ校地内での通勤用自動車の駐

車が行われているとのことである。しかしながら、理由とされている諸事情は教育を行うことに関連するものではあるが、教育を行う上で当然に必要とされるものとまでは認められない。

よって、教職員の校地内での通勤用自動車の駐車に関して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）等にも照らした上で、校地内での教職員の通勤用自動車の駐車を承認するのであれば、体系的に規程の整備を行い適切に学校施設の管理を行っていく必要がある。また、規程の整備にあたっては、明確な基準、手続等を検討するとともに、目的外使用に当たると判断する場合は使用料の徴収も検討するなど、教職員の通勤用自動車の校地内駐車について適切な措置を講じられるよう改めて要望する。

また、今回の定期監査では、市の出先機関の一部も監査対象であり、職員の通勤用自動車の駐車状況を確認したところ、市有地内に駐車しているが、特別な手続を経っていない事例が散見された。

このことは教育委員会と同様に適切な状態とはいえないことから、市有地内への駐車理由を整理した上で、行政財産使用許可の手続をとるなど適切な措置を講じるよう要望する。

なお、教育財産については、先述のとおり他の行政財産と事情が異なると考えられることから、市全体での統一見解を待つのではなく、教育委員会として独自で対応を図ることについても併せて検討されたい。

【複数課にわたる共通意見】

行政財産使用料において、更新申請が許可期間満了日の 30 日前までになされていない事例が散見された。また、電柱、看板、ガス管、水道管その他これらに類するものを設置する目的で使用するときは、奈良市行政財産使用料条例（昭和 49 年奈良市条例第 19 号）第 4 条第 2 項の規定により、奈良市道路占用料に関する条例（昭和 28 年奈良市条例第 11 号）別表の規定を準用することとされているが、条例改正前の規定に基づいて誤って計算していた事例が散見された。

行政財産使用許可を行う所管課は、行政財産の使用許可の更新を受けようとする者に対し、奈良市公有財産規則（昭和 49 年奈良市規則第 29 号）第 23 条第 1 項に基づく更新申請を許可期間満了日の 30 日前までに行うよう指導されたい。また、関係例規等の最新情報に注意を払い、行政財産使用料を適正に算出し、徴収されたい。

【複数課にわたる共通意見】

市が交付する補助金について、補助金交付団体からの補助事業実績報告時に、所管課は、収支決算書は徴取しているが、領収書等外部証拠資料の原本との突合による計数確認を行っていない事例が散見された。また、指定管理及び精算条項付きの委託料においても同様の状況であった。

このような状況では、補助金等が対象経費に確実に支出されたか判断できないため、実績報告を受ける際には収支決算書に加えて、領収書等の原本の提出を求め、補助金等が補助等の目的に沿って執行され、対象外経費に支出されていないかを確認する必要がある。その上で収支決算書と領収書等との突合を行うことにより、収支決算書が正確に作成されているかを適切に審査されたい。併せて、領収書等を確認した際にはその証跡を残すなど、事後の説明責任を担保されたい。

【複数課にわたる共通意見】

指定管理施設の使用料については、収納事務が指定管理者に委託されているが、所管課は指定管理者による使用料の収納状況を、指定管理者が作成した報告書でしか確認していない事例が散見された。

このような状況では、指定管理者から入金された金額が正確であるか判断できないため、所管課は公金である使用料の収納事務を委託していることを十分に認識し、使用料の調定決議を行う際には、入金額と使用申請書等との突合を行うことにより、使用料の収納状況を適切に把握し、指定管理者からの報告内容が正確であるか確認されたい。併せて、使用申請書等を確認した際にはその証跡を残すなど、事後の説明責任を担保されたい。

公營企業

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、令和2年12月28日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供します。

令和2年12月28日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和3年1月12日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
南京終町の一部	①	分流	大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
東九条町の一部	②	分流	
七条東町の一部	③	分流	
東九条町の一部	④	分流	
秋篠新町の一部	⑤	分流	
西大寺北町四丁目の一部	⑥	分流	
東九条町の一部	⑦	分流	
大森西町の一部	⑧	分流	
大和田町の一部	⑨	分流	
古市町の一部	⑩	分流	
百毫寺町の一部	⑪	分流	
秋篠町の一部	⑫	分流	
佐紀町の一部	⑬	分流	
大宮町二丁目の一部	⑭	合流	
七条一丁目の一部	⑮	分流	
法華寺町の一部	⑯	分流	
北永井町の一部	⑰	分流	

①～⑰ 省略